

第 2 期
岩手県国民健康保険運営方針

令和 2 年 12 月

岩手県

はじめに

国民健康保険は、財政運営において、被保険者の年齢が高く医療費水準が高いこと、低所得者が多いこと、財政基盤が脆弱な小規模保険者が多いことなど構造的な課題を抱えており、制度の安定化が求められています。

平成 27 年 5 月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により国民健康保険制度改革が行われ、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担っています。

制度改革後、県は、市町村ごとに「国民健康保険事業費納付金」の額を決定し徴収するとともに、市町村に対して保険給付に必要な費用である「国民健康保険保険給付費等交付金」を支払い国保の財政運営を行う一方、市町村は、住民との身近な関係の中、きめ細かい事業を担うこととされており、国民健康保険料（税）率の決定及び賦課・徴収並びに保険給付も引き続き市町村が担うこととされています。

本県の国民健康保険の運営を将来にわたって持続可能なものとするためには、県（財政運営の責任主体）と市町村（保険料（税）率の決定及び賦課・徴収の主体、保険給付の主体）が緊密に連携し、安定的な財政運営を実現する必要があり、これにより、被保険者が安心して医療を受けられる環境を構築していく必要があります。

特に、第 1 期となる国民健康保険運営方針（平成 30 年度～令和 2 年度）期間中においても小規模保険者の増加（被保険者数の減少）が見られ、加入者の疾病等による経済的な負担リスクを加入者全体で助け合う保険の本質を踏まえると、今後さらにこうした環境変化を注視しつつ運営に当たる必要があります。

この「第 2 期国民健康保険運営方針」（令和 3 年度～令和 5 年度）は、上記を踏まえ、令和 3 年度以降の県内の統一的な運営方針を定めるものであり、今後、本運営方針に基づき、県と市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施し、国民健康保険制度の安定化を図っていきたいと考えています。

国民健康保険の被保険者の皆様をはじめ、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 12 月

岩手県知事 達増 拓也

目 次

第1章 国民健康保険運営方針の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠規定	1
3 対象期間	1
第2章 国民健康保険の医療に関する費用及び財政の見通し	2
1 保険者及び被保険者並びに医療費の動向	2
(1) 保険者及び被保険者の状況	2
(2) 医療費の状況	3
2 国民健康保険税の状況	8
(1) 賦課状況等	8
(2) 調定額の状況	9
(3) 収納状況	10
(4) 納付方法別世帯割合	12
(5) 滞納世帯数等の推移	12
(6) 収納対策及び滞納処分の状況	13
3 財政運営及び収支の状況	13
(1) 財政運営の仕組み	13
(2) 県の国民健康保険特別会計の財政状況	14
(3) 市町村の国民健康保険特別会計の財政状況	14
4 保険給付の適正化の取組状況	16
(1) レセプト点検の状況	16
(2) 第三者求償事務の状況	17
(3) 柔道整復療養費に関する医療費通知の実施状況	17
(4) 高額療養費等の支給に関する申請勧奨の状況	17

5	医療費の適正化の取組状況	18
	(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率.....	18
	(2) 後発医薬品の使用状況.....	19
	(3) 医療費通知の実施状況.....	20
	(4) データヘルス計画の策定及び推進の状況	20
	(5) 適正服薬（適正受診）を促す取組の実施状況	21
	(6) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況	21
6	本県の今後の被保険者数、医療費及び国民健康保険財政の見通し	22
	(1) 被保険者数	22
	(2) 医療費	22
	(3) 国民健康保険財政	22
第3章 国民健康保険の運営方針（各論） ～7つの方針～		24
【方針1】納付金及び標準的な保険税の算定と国民健康保険財政の安定的な運営の確保		24
1	納付金及び標準的な保険税の算定方法	24
	(1) 納付金の算定方法	24
	(2) 標準的な保険税の算定方法	26
	(3) 納付金及び標準的な保険料（税）の算定の流れ	27
2	保険料（税）水準の統一に向けた方針	28
	(1) 本県における保険税水準の考え方	28
	(2) 県内の市町村間における医療費水準の差異の取扱い	29
3	赤字削減・解消の取組	30
	(1) 赤字等の定義	30
	(2) 赤字削減・解消計画の策定と公表	30
	(3) 赤字市町村に対する納付金の算定における取扱い	31
4	財政安定化基金の運用	31
	(1) 基本的な考え方	31

(2) 市町村に対する貸付・交付	31
(3) 財政安定化基金の取崩し	32
(4) 特例基金の活用	32
(5) 保険者努力支援制度の都道府県交付分の取扱い	32
【方針2】市町村における保険税の徴収の適正な実施	33
1 収納率目標の設定	33
2 収納率向上の取組	34
(1) 市町村の取組	34
(2) 県の取組	34
(3) 国保連合会の取組	34
【方針3】市町村における保険給付の適正な実施	35
1 県による保険給付の点検等	35
(1) 県による保険給付の点検	35
(2) 監査等の結果により判明した不当・不正請求等の返還請求事務	35
2 保険給付に関する取組	35
(1) 職員研修の実施	35
(2) 療養費の支給の適正化	35
(3) レセプト点検の充実強化	36
(4) 第三者求償や過誤調整等の取組強化	36
3 高額療養費の多数回該当の取扱い等	36
(1) 高額療養費の多数回該当の取扱い	36
(2) 高額療養費に係る事務の標準化	37
【方針4】医療費の適正化の取組	38
1 医療費適正化に向けた目標と取組	38
(1) 目標の設定	38
(2) 市町村の取組	38

(3) 県の取組	38
(4) 国保連合会の取組	39
2 医療費適正化計画との関係	39
【方針5】保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携	40
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携に関する基本的な考え方 ..	40
2 市町村の取組	40
3 県の取組	40
4 国保連合会の取組	41
【方針6】市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	42
1 市町村事務処理標準システムの導入及び共同利用	42
2 市町村の個別事務の広域化・効率化	42
【方針7】施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等	44
1 岩手県国民健康保険連携会議の設置	44
2 P D C Aサイクルの実施	44
3 運営方針の見直し	44
資料編	45

第1章 国民健康保険運営方針の策定に当たって

1 策定の趣旨

- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、平成30年度から県が財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととされた一方、市町村においても、引き続き財政運営に直接影響を与える保険料（税）率の決定及び賦課・徴収並びに保険給付のほか、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととされたところであり、これまで、国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）に基づき、各種事業に取り組んできました。
- 第1期の運営方針（平成29年11月策定）においては、3年ごとに検証を行い、必要な見直し、修正を行うこととしており、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和2年5月改定）における「法定外繰入等の着実な解消（赤字解消の取組状況公表）、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進」等の内容を踏まえ、今般、第2期の運営方針を策定し、国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な指針とするものです。

2 策定の根拠規定

本運営方針は、国民健康保険法第82条の2に基づき策定するものです。

3 対象期間

第2期の対象期間は令和3年度から令和5年度までとします。

（第1期：平成30年度から令和2年度まで）

第2章 国民健康保険の医療に関する費用及び財政の見通し

1 保険者及び被保険者並びに医療費の動向

(1) 保険者及び被保険者の状況

- 本県の市町村国保は、市町村の区域を単位とする33の保険者からなっています。
被保険者数は、人口とともに減少し保険者の小規模化が進んでおり、令和元年度末時点では、被保険者数5千人未満の保険者が半数を超え、3千人未満の小規模保険者も増加しています。(図表2-1)(図表2-2)
- 平成30年度における国保加入世帯数は、170,645世帯となっており、加入率は32.4%と前年度比較で1ポイント減少しています。(図表2-3)
また、被保険者数は、267,902人となっており、加入率は21.4%と前年度比較で0.7ポイント減少しているなど、本県の国民健康保険は、世帯数、被保険者数及び加入割合全てにおいて年々減少傾向にあります。
- 被保険者の年齢構成は、65歳未満の構成割合が減少傾向にあるのに対して、65～74歳の構成割合は年々増加傾向にあります。(図表2-4)
平成30年では、65～74歳の構成割合が全国43.2%に対して、本県は48.0%と4.8ポイント上回っており、全国と比較して高齢化が進んでいます。

図表2-1 被保険者数の規模別の市町村数(年度末現在)

被保険者数	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度構成比(%)
5千人未満	13	13	15	15	15	15	17	18	19	57.6
(うち3千人未満)	(8)	(8)	(8)	(9)	(9)	(9)	(10)	(10)	(12)	(36.4)
5千人以上1万人未満	9	10	9	9	9	11	9	8	7	21.2
1万人以上	11	10	9	9	9	7	7	7	7	21.2
計	33	33	33	33	33	33	33	33	33	—

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」、岩手県「国民健康保険事業年報」

図表2-2 被保険者数別保険者(R元年度末現在)

被保険者数	保険者数	保険者名
3千人未満	12	葛巻町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村
3千人以上5千人未満	7	陸前高田市、雫石町、岩手町、矢巾町、山田町、洋野町、一戸町
5千人以上1万人未満	7	大船渡市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、紫波町
1万人以上2万人未満	4	宮古市、花巻市、北上市、滝沢市
2万人以上	3	盛岡市、奥州市、一関市

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

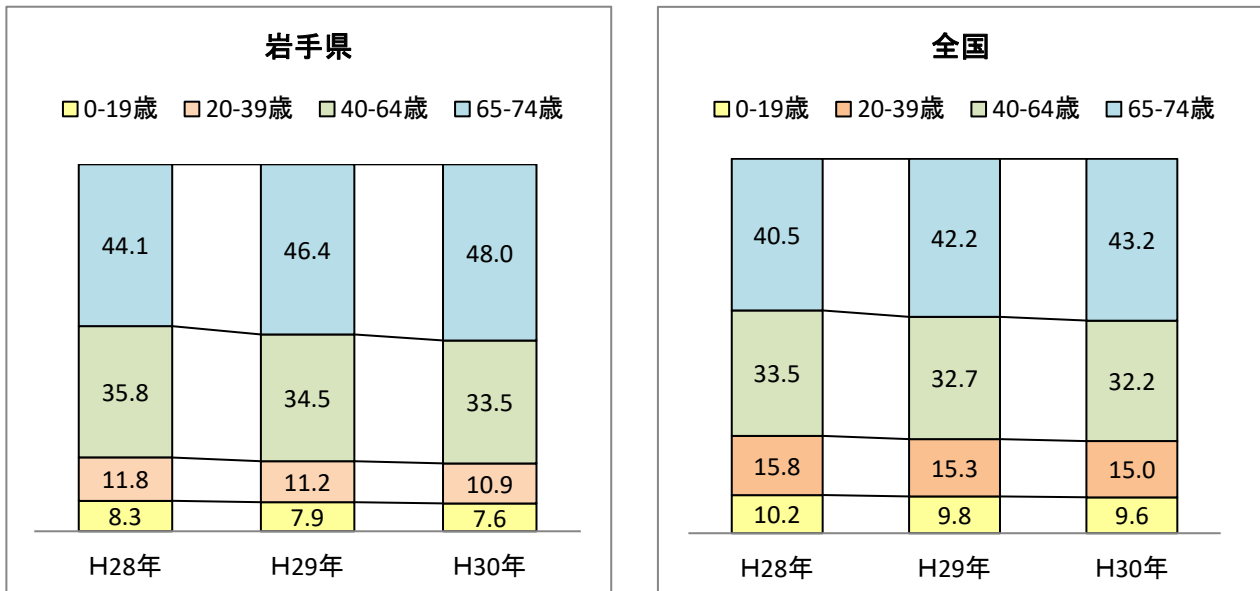
図表 2-3 世帯数・被保険者数の推移

(単位：世帯、人)

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
全体	世帯数 A	518,383	520,790	523,065	524,685	526,690
	人口 B	1,300,963	1,271,127	1,277,271	1,264,329	1,250,142
国保加入者	世帯数 C (加入率 C/A)	192,977 (37.2%)	187,320 (36.0%)	180,832 (34.6%)	175,265 (33.4%)	170,645 (32.4%)
	被保険者数 D (加入率 D/B)	322,908 (24.8%)	307,877 (24.2%)	292,299 (22.9%)	279,192 (22.1%)	267,902 (21.4%)
	うち一般被保険者	303,544	294,263	284,104	275,338	266,849
	うち退職被保険者	19,364	13,614	8,195	3,854	1,053

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」、岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-4 被保険者の年齢構成の年次推移 (%)



資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

(2) 医療費の状況

- 医療費の総額は、年度により増減が見られますが平成 30 年度の医療費総額は、1,050 億 552 万円となっています。(図表 2-5)

1 人当たり医療費は年々増加傾向にあり、平成 30 年度の 1 人当たり医療費は全国平均 367,989 円に対して、本県は 380,999 円と全国平均よりやや高めになっており、順位は 26 位となっています。(図表 2-6)

- 診療種別医療費の内訳（平成 30 年度）は、入院医療費が 37.5%と最も多く、次いで入院外医療費、薬剤、歯科、入院時食事療養費・生活療養費、療養費、訪問看護療養費の順になっています。(図表 2-7)

大分類による疾病分類別医療費の入院医療費（平成 30 年度）は、件数・点数ともに

「精神及び行動の障害」及び新生物＜腫瘍＞が高い割合となっています。（図表 2-8）

入院外医療費（平成 30 年度）は、件数・点数ともに高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳梗塞などの「循環器系の疾患」が高い割合となっています。

本県は、「健康いわて 21 プラン¹」において、脳卒中死亡率全国ワースト 1 からの脱却を基本的な方向の一つとして取り組んでいるところですが、脳卒中の危険因子の一つとされている高血圧性疾患を含む「循環器系の疾患」が合計件数・点数の 1 位となっています。

○ 大分類による疾病分類別医療費を年齢構成別でみた場合、60 歳以上の医療費の割合がおおよそ 73%を占めています。（図表 2-9）

○ 高額療養費²は、近年、件数・金額とも横ばいの状況にあり、平成 30 年度実績では高額療養費総額が約 101 億円となっています。（図表 2-10）

○ 平成 30 年度の 1 人当たり医療費は、釜石市が 460,527 円（平成 27 年度は大槌町の 440,879 円）と最も高く、最も医療費が低い九戸村の 298,710 円（平成 27 年度は普代村の 283,975 円）と比較して、約 1.54 倍（平成 27 年度は 1.55 倍）の差異が生じています。（図表 2-11）

また、10 万人当たりの医療機関数は、病院では釜石医療圏域、診療所では医科・歯科ともに盛岡医療圏域³が多い状況です。（図表 2-12）（図表 2-13）

一般的には、医療機関数が多い地域は 1 人当たり医療費が高く、医療機関が少ない地域では 1 人当たり医療費が低い傾向が見られますが、本県では、釜石市（釜石圏域）や田野畑村（宮古圏域）が上位であり、平泉町（両磐）や金ケ崎町（胆江）が下位となっているなど、医療機関数との単純な相関関係は見られません。

図表 2-5 医療費総額及び 1 人当たり医療費の推移

区 分	医療費総額（千円）	1 人当たり医療費（円）		
		全国	岩手県	順位
H26 年度	113,673,484	333,461	342,441	25 位
H27 年度	114,427,816	349,697	360,505	27 位
H28 年度	110,093,633	352,839	363,302	27 位
H29 年度	107,812,895	362,159	375,436	26 位
H30 年度	105,005,522	367,989	380,999	26 位

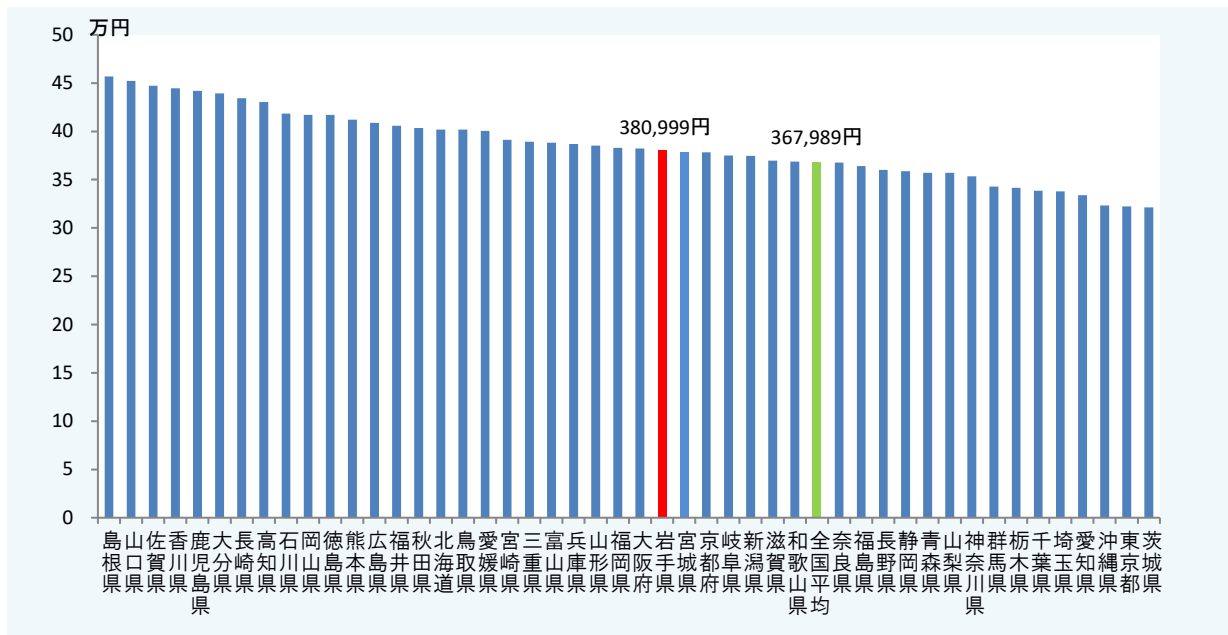
資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

¹ 「健康いわて 21 プラン」：健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条において都道府県が定めるとされている、県民の健康増進の推進に関する施策についての基本計画です。

² 高額療養費：同一世帯に属する被保険者が、同一月に受けた療養に係る一部負担金を合算した額から、同一世帯に属する 70 歳以上の被保険者に係る高額療養費の額を控除した額が、自己負担限度額を超える場合に支給されます。

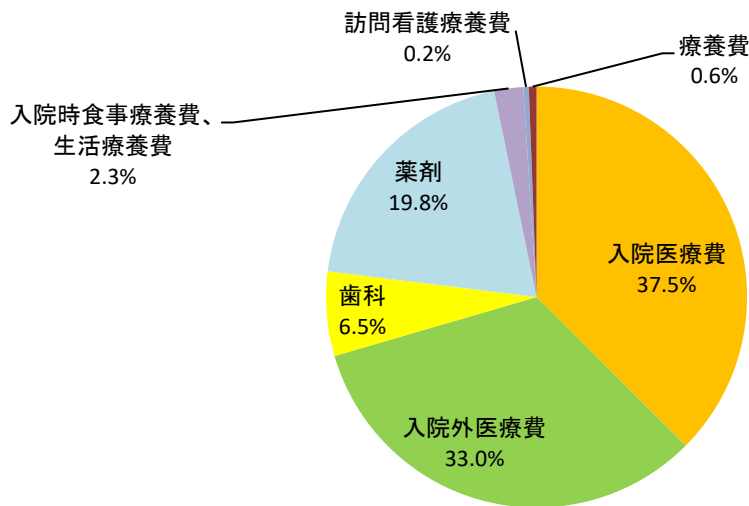
³ 圏域（二次医療圏）：入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための区域として岩手県医療計画において設定しています。

図表 2-6 都道府県別 1 人当たり医療費（H30 年度）



資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

図表 2-7 診療種別医療費の内訳（H30 年度）



資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-8 大分類による疾病分類別医療費 (H30 年度 (累計) (H30 年 6 月～R 元年 5 月))

順位	件数上位項目	割合	点数上位項目	割合
① 入院医療費 (単位：%)				
1	精神及び行動の障害	23.1	新生物<腫瘍>	17.7
2	新生物<腫瘍>	12.1	精神及び行動の障害	17.1
3	循環器系の疾患	11.2	循環器系の疾患	16.4
4	神経系の疾患	10.5	神経系の疾患	10.3
5	消化器系の疾患	8.1	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.9
6	呼吸器系の疾患	5.6	消化器系の疾患	5.7
7	筋骨格系及び結合組織の疾患	5.4	呼吸器系の疾患	5.4
8	損傷、中毒及びその他の外因の影響	4.4	損傷、中毒及びその他の外因の影響	4.6
9	尿路性器系の疾患	4.2	尿路性器系の疾患	3.9
10	眼及び付属器の疾患	2.5	皮膚及び皮下組織の疾患	1.8
② 入院外医療費 (単位：%)				
1	循環器系の疾患	17.8	内分泌、栄養及び代謝疾患	15.3
2	内分泌、栄養及び代謝疾患	15.7	循環器系の疾患	14.0
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.6	新生物<腫瘍>	12.1
4	眼及び付属器の疾患	10.5	尿路性器系の疾患	10.5
5	呼吸器系の疾患	8.0	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.7
6	消化器系の疾患	6.5	精神及び行動の障害	6.1
7	精神及び行動の障害	5.3	消化器系の疾患	5.9
8	神経系の疾患	4.7	神経系の疾患	5.7
9	皮膚及び皮下組織の疾患	4.4	眼及び付属器の疾患	5.6
10	尿路性器系の疾患	3.7	呼吸器系の疾患	5.6
③ 合計 (単位：%)				
1	循環器系の疾患	17.6	循環器系の疾患	15.0
2	内分泌、栄養及び代謝疾患	15.3	新生物<腫瘍>	14.4
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.4	精神及び行動の障害	10.6
4	眼及び付属器の疾患	10.3	内分泌、栄養及び代謝疾患	9.6
5	呼吸器系の疾患	7.9	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.9
6	消化器系の疾患	6.5	尿路性器系の疾患	7.8
7	精神及び行動の障害	5.8	神経系の疾患	7.6
8	神経系の疾患	4.8	消化器系の疾患	5.8
9	皮膚及び皮下組織の疾患	4.3	呼吸器系の疾患	5.6
10	尿路性器系の疾患	3.7	眼及び付属器の疾患	3.9

資料：国保データベース (KDB) ⁴システムを活用し、県が作成

※現金給付分、紙の診療報酬明細書⁵ (以下「レセプト」という。) 分は含まない

図表 2-9 大分類による疾病分類別医療費の年齢構成別割合

(H30 年度 (累計) (H30 年 6 月～R 元年 5 月))

(単位：点、%)

区分	0-19 歳	20-39 歳	40-59 歳	60-74 歳	合計
点数	209, 124, 113	492, 403, 062	1, 792, 801, 291	6, 742, 700, 616	9, 237, 029, 082
割合	2.30	5.30	19.40	73.0	100

資料：国保データベース (KDB) システムを活用し、県が作成

※現金給付分、紙のレセプト分は含まない

⁴ 国保データベース (KDB) システム：国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、統計状況や個人の健康に関するデータを作成するシステムです。

⁵ 診療報酬明細書 (レセプト)：保険医療機関等が被保険者の診療を行ったときの医療費をその被保険者が加入する保険者に対して請求する際に、診療内容の明細を示すために作成するものです。

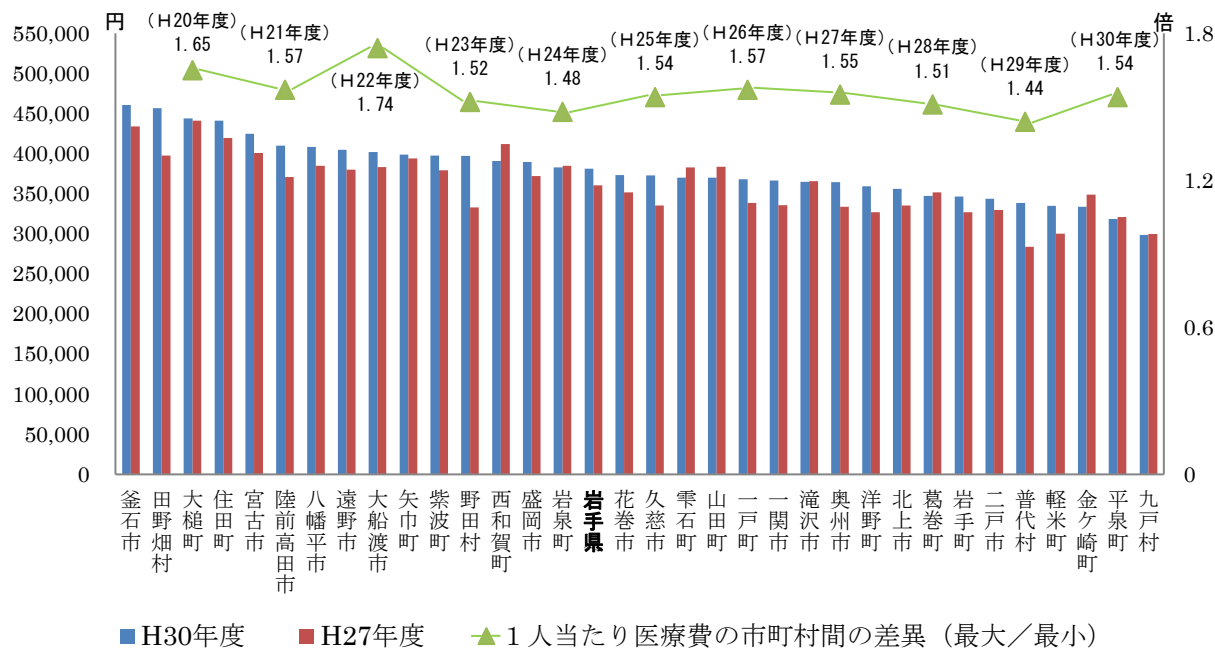
図表 2-10 高額療養費の推移

(単位：千円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	159,849	171,299	177,924	173,108	169,633
金額	9,540,776	10,108,001	10,347,134	10,173,453	10,181,648

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 2-11 市町村別 1人当たり医療費



資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 2-12 医療機関数 (人口10万対)

二次医療圏	病院	診療所	歯科診療所	薬局
盛岡	8.2	77.1	57.1	49.5
岩手中部	5.8	73.4	39.8	50.6
胆江	6.7	76.7	43.3	41.8
両磐	7.8	66.5	43.3	43.0
気仙	4.8	59.0	41.5	43.1
釜石	12.5	60.4	37.5	43.7
宮古	7.1	55.6	37.9	37.9
久慈	6.9	54.8	34.3	29.1
二戸	5.5	64.0	43.9	49.4

資料：岩手県「岩手県保健医療計画 (2018-2023)」

図表 2-13 保健医療圏構成市町村

医療圏	構成市町村
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町
岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江	奥州市、金ヶ崎町
両磐	一関市、平泉町
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石	釜石市、大槌町
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

資料：岩手県「岩手県保健医療計画（2018-2023）」

2 国民健康保険税の状況

(1) 賦課状況等

- 国民健康保険事業に要する費用は、国庫負担金などの公費で賄われる部分を除いて保険料（税）で賄われるのが原則となっており、市町村は、保険料又は国民健康保険税として徴収するかを選択することができますが、本県では、全市町村が税方式を採用しています。

賦課方式⁶については、平成 30 年度では、3 方式が 12 市町村、4 方式が 21 市町村と 4 方式の市町村が多い状況ですが、被保険者数は 3 方式の方が多くなっており、近年、3 方式へ移行する市町村が多くなっています。（図表 2-14）

- 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）では、標準課税総額を定めており、応能割と応益割から構成されていますが、本県では応能割が高くなっている市町村が多く、その傾向は町村と比較して市の方が顕著となっています。（図表 2-15）

- 国民健康保険税の税率算定においては、賦課限度額が地方税法で定められており、全市町村が同法に基づき賦課限度額を設定しています。

令和 2 年度における賦課限度額は、医療給付費分が 63 万円、後期高齢者支援金分が 19 万円、介護納付金分が 17 万円となっています。

⁶ 賦課方式：保険税を賦課する方法で、2 方式（所得割、均等割）、3 方式（所得割、均等割、平等割）、4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）があります。所得割：世帯に属する被保険者の前年度の総所得金額等に応じて算定。資産割：世帯における固定資産税等に応じて算定。均等割：世帯に属する被保険者数に応じて算定。平等割：世帯単位で算定。

図表 2-14 賦課方式等の状況

賦課方式	市町村数		被保険者数	
	H27 年度	H30 年度	H27 年度	H30 年度
3 方式（所得割、均等割、平等割）	6 市町	12 市町村	160,319 人	179,175 人
4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）	27 市町村	21 市町村	157,091 人	96,431 人

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

※被保険者数は年度平均

図表 2-15 医療給付費分における応能割と応益割の割合（H30 年度）

算定割合	応能割		応益割	
計	所得割 52.58	54.23	均等割 27.40	45.77
	資産割 1.65		平等割 18.37	
市	所得割 53.13	54.35	均等割 27.29	45.66
	資産割 1.22		平等割 18.37	
町村	所得割 50.46	53.80	均等割 27.85	46.21
	資産割 3.34		平等割 18.36	

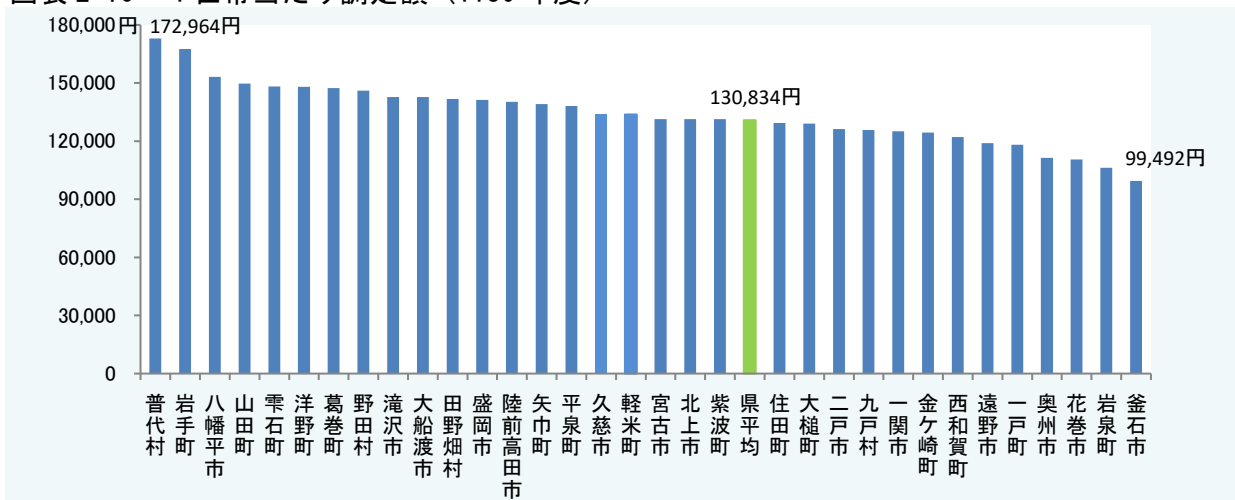
資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（2）調定額の状況

○ 平成 30 年度における本県の 1 世帯当たり調定額は 130,834 円となっており、最も高いのは普代村の 172,964 円、最も低い釜石市では 99,492 円で、差異は 1.74 倍となっています。（図表 2-16）（図表 2-18）

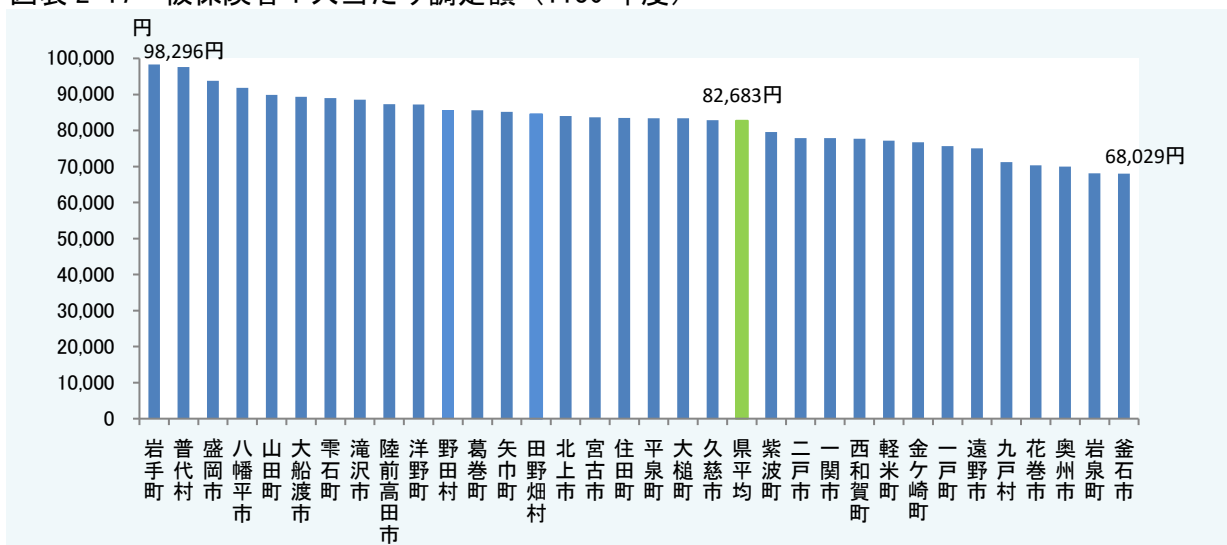
○ 県の被保険者 1 人当たり調定額は 82,683 円となっており、最も高い岩手町では 98,296 円、最も低い釜石市では 68,029 円で、差異は 1.44 倍となっています。（図表 2-17）（図表 2-18）

図表 2-16 1 世帯当たり調定額（H30 年度）



資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 2-17 被保険者 1 人当たり調定額（H30 年度）



資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 2-18 国民健康保険税調定額の推移

区分	1世帯当たり				1人当たり			
	県平均 (円)	最高 (円)※	最低 (円)※	最高/ 最低※	県平均 (円)	最高 (円)※	最低 (円)※	最高/ 最低※
H26 年度	142,411	165,631	100,682	1.65	84,342	96,701	65,800	1.47
H27 年度	135,719	162,699	100,370	1.62	81,780	92,186	64,788	1.42
H28 年度	136,901	171,610	103,019	1.67	83,898	97,374	66,654	1.46
H29 年度	136,282	172,248	98,053	1.76	84,904	99,511	66,246	1.50
H30 年度	130,834	172,964	99,492	1.74	82,683	98,296	68,029	1.44

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

※市町村単位

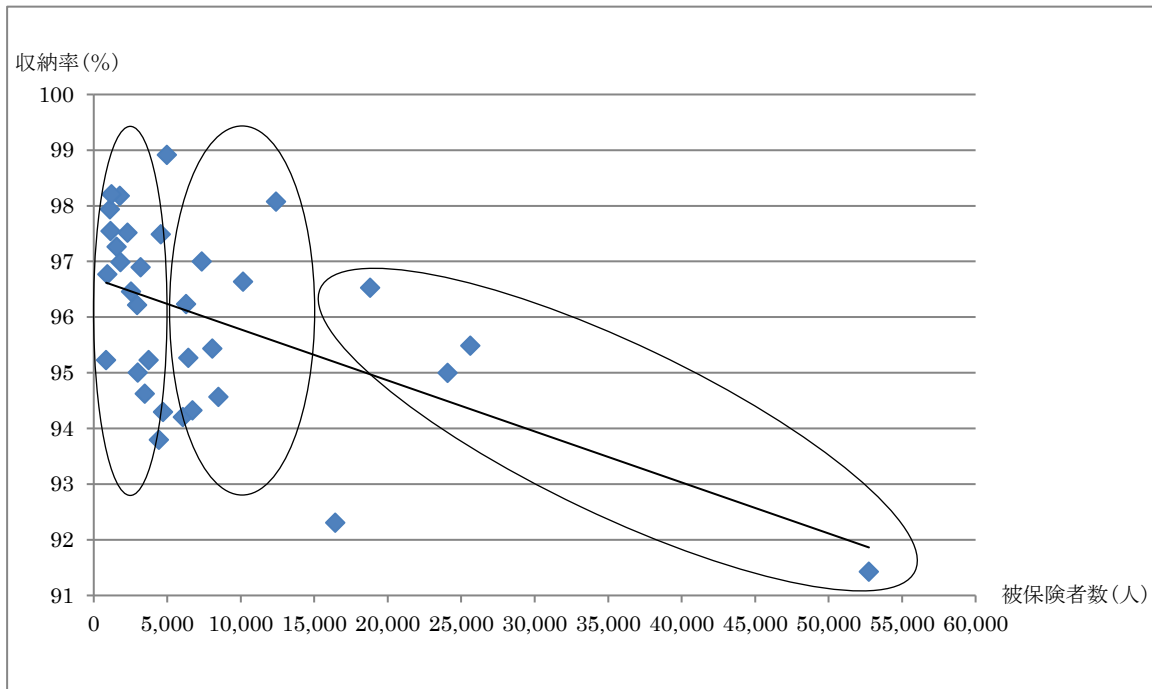
(3) 収納状況

- 岩手県国民健康保険広域化等支援方針（平成 22 年 12 月策定）及び第 1 期運営方針において、被保険者数の規模が大きくなるに従って、収納率⁷が低くなる傾向が見られることから、保険者規模別に現年度分の収納率目標を設定し取り組んできました。
- その結果、本県の収納率は現年度分及び滞納繰越分（過年度分）ともに年々上昇しており、平成 30 年度現年度分収納率は 94.67%と、前年度と比較して 0.45 ポイント上昇しており、全国平均の収納率 92.85%と比較しても、高くなっています。（図表 2-19）（図表 2-20）
 なお、全体の底上げにより「被保険者数の規模が大きくなるに従って、収納率が低くなる傾向」は弱まっていると考えられますが、依然としてこの傾向は見られます。
- 滞納繰越分（過年度分）の収納率は 25.7%となっており、前年度と比較して 1.42 ポイント上昇しています。（図表 2-21）

⁷ 収納率：保険税の収納額を調定額で除した割合のことです。

- 収納率目標について、平成 30 年度において第 1 期運営方針に定める収納率目標を達成したのは、21 市町村となっています（なお、第 1 期運営方針策定時点で、保険者規模別グループによる収納率目標を上回っている 18 市町村については、当該市町村の平成 27 年度収納率を上回ることを目標に設定しています）。

図表 2-19 被保険者数規模別収納率（現年度分）の状況（H30 年度）



資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-20 現年度分収納状況の推移

(単位：千円、%)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
調定額	27,996,868	25,957,388	25,423,251	24,381,251	22,787,559
収納済額	25,970,513	24,188,869	23,842,027	22,971,909	21,573,280
収納率(本県：全国)	92.76 90.95	93.19 91.45	93.78 91.92	94.22 92.45	94.67 92.85
本県順位	16	16	15	17	15

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」、岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-21 滞納繰越分（過年度分）収納状況の推移

(単位：千円、%)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
調定額	9,273,828	8,335,720	7,348,330	6,485,870	5,702,230
収納済額	1,915,497	1,902,468	1,729,116	1,574,518	1,465,301
収納率(本県：全国)	20.65 18.84	22.82 20.47	23.53 21.23	24.28 21.99	25.70 23.04
本県順位	14	11	9	11	9

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」、岩手県「国民健康保険事業年報」

(4) 納付方法別世帯割合

○ 平成 30 年度における口座振替の世帯割合は 26.59%となっており、全国平均 39.55%と比べ、かなり低くなっています。(図表 2-22)

普通徴収の納付方法別の収納率は、口座振替の収納率が 95.60%とかなり高くなっています。

図表 2-22 納付方法別世帯割合 (H30 年度) (単位：世帯、%)

区 分	特別徴収 ⁸	普通徴収		
		納付組織	口座振替	自主納付
割 合	23.49	8.50	26.59	41.42
全国(平均)	15.10	0.54	39.55	44.81
収 納 率	99.93	85.56	95.60	73.12
全国(平均)	99.92	92.54	96.38	67.93

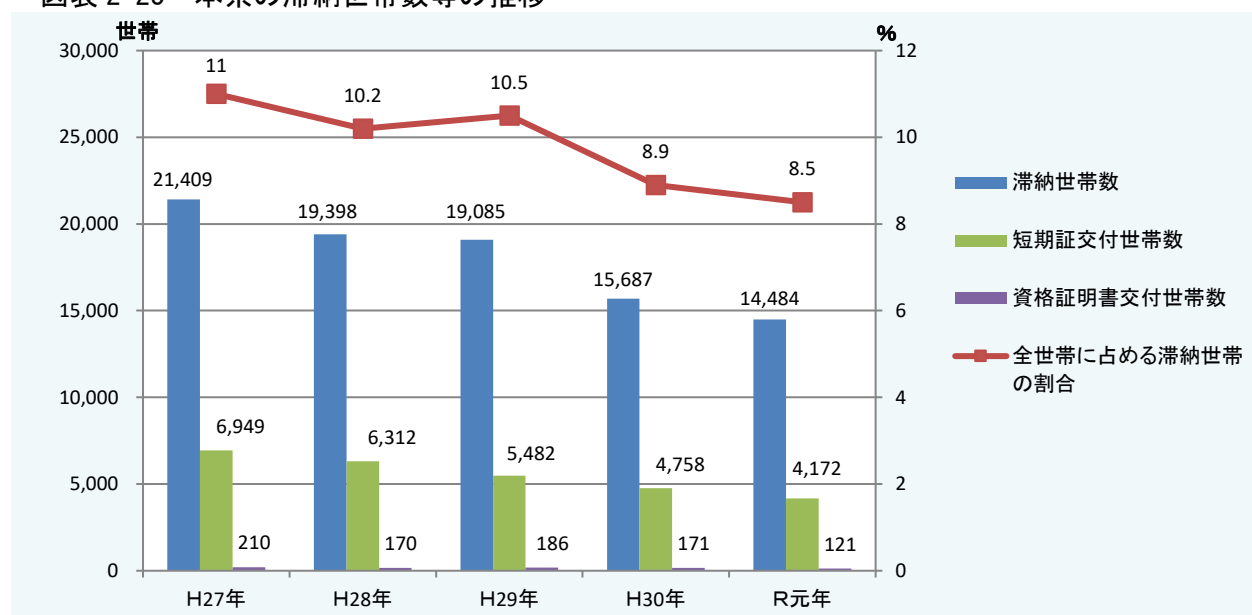
資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(5) 滞納世帯数等の推移

○ 国保加入世帯に占める滞納世帯数の割合は、減少傾向にあり、令和元年は前年と比較して 0.4 ポイント減少しています。(図表 2-23)

また、資格証明書⁹及び短期被保険者証¹⁰の交付世帯数についても減少傾向にあります。

図表 2-23 本県の滞納世帯数等の推移



資料：厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

※全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年 6 月 1 日現在

⁸ 特別徴収：賦課決定された国民健康保険税額を、その徴収について経済的・機能的にも最も利便を有するもの（特別徴収義務者）に徴収させ、当該市町村に納入させる方法です。国保税の場合、年金保険者が特別徴収義務者になります。

⁹ 資格証明書：保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している世帯主に対して交付するものです。ただし、その世帯に属する 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者に対しては、有効期限を 6 か月とする短期被保険者証を交付することとなっています。

¹⁰ 短期被保険者証：保険税を滞納している世帯主に対して交付する有効期限が通常よりも短い被保険者証のことです。

(6) 収納対策及び滞納処分の状況

○ 保険税収入を確保するための収納対策の取組について、収納対策マニュアルを作成して取り組んでいる市町村は、全体の 72.7%となっています。(図表 2-24)

滞納者については、全市町村で財産調査を行い、法律に基づき滞納処分を実施しており、平成 30 年度の差押金額は 11 億 9 千万円となっています。(図表 2-25)

図表 2-24 滞納防止対策等の実施状況 (H30 年度)

主な取組内容	市町村数	割合
収納対策マニュアル等の作成	24	72.7%
コールセンター(電話勧奨部門)の設置	6	18.2%
滞納整理機構への滞納処分の移管を実施	30	90.9%
税の専門家の配置	5	15.2%
収納対策研修の実施	21	63.6%
コンビニ収納	22	66.7%
多重債務者等相談の実施	9	27.3%
財産調査の実施	33	100.0%
差押えの実施	33	100.0%
搜索の実施	23	69.7%
インターネット公売の活用	18	54.6%

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

図表 2-25 滞納処分の実施状況

年 度	差 押 金 額 (千円)	主な差押物件(実施市町村数)						
		預貯金	給与	税等の 還付金	保険の 払戻金	不動産	動産	その他
H28 年度	1,322,167	25	24	32	16	19	15	24
H29 年度	1,241,588	27	29	31	16	21	19	24
H30 年度	1,198,284	23	27	28	16	19	12	24

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

3 財政運営及び収支の状況

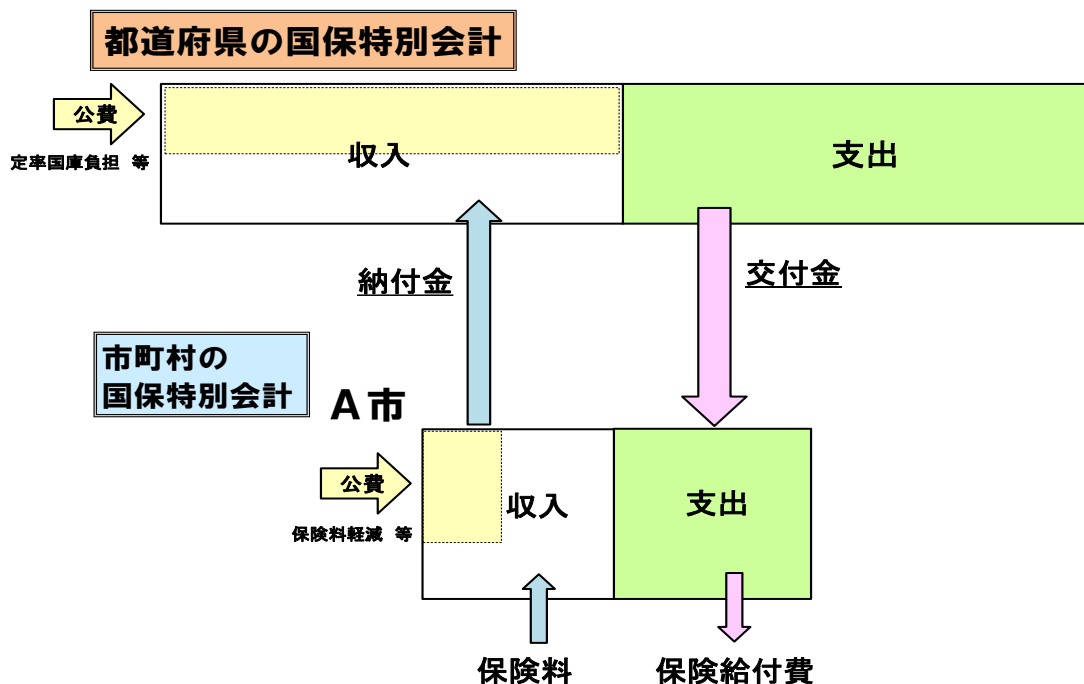
(1) 財政運営の仕組み

○ 国保制度改革後は、県においても国民健康保険に係る特別会計を設置していますが、その財源はこれまでと同様、市町村が被保険者から徴収する保険税及び定率国庫負担金等の公費などになります。(図表2-26)

○ 国保制度改革後は、国民健康保険法施行条例第 9 条に基づき、県は市町村ごとに国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)を決定し、国民健康保険法施行条例第 8 条に基づき、市町村に対して保険給付に必要な費用(国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)(以下「交付金」という。))を全額支払うこととなっています。

また、市町村は、保険料(税)率の決定及び賦課・徴収を行うとともに、県が決定した納付金を県に納付することとなります。

図表 2-26 財政運営の仕組み



資料：厚生労働省作成

(2) 県の国民健康保険特別会計の財政状況

- 国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄い、当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な国保財政運営に努めることとされています。

市町村の国保事業運営が健全に行われるために、過大な繰越金などが生じないように、また、市町村が決定する保険税率が過度に上下することがないように、県全体の財政状況のバランスを見極めながら財政運営を行っています。(第3章の【方針1】1(1)ケも参照)

- 平成30年度の収支状況は、収入額1,163億9,764万円に対し、支出額1,145億5,119万であり、収支差引¹¹額では18億4,645万円、実質収支額¹²で2億2,412万円の黒字を計上しています。
また、平成30年度末時点で、財政安定化基金の残高は25億2,987万円となっています。

(3) 市町村の国民健康保険特別会計の財政状況

- 市町村の国民健康保険特別会計についても、原則として必要な支出を保険税や交付金などにより賄うことで、当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な国保財政運営に努めることとされています。

市町村国民健康保険特別会計に繰り入れられる法定外一般会計繰入金は、決算補填等目的と、決算補填等目的以外のものに整理し、決算補填等目的のものは段階的に解消又は削減すべき対象とします。(図表2-29)

¹¹ 収支差引：収入合計－支出合計

¹² 実質収支額：一般被保険者の収支差引額＋国庫支出金精算額

○ 平成 30 年度の収支状況は、県全体では収入額 1,316 億 7,297 万円に対し、支出額 1,304 億 1,414 万であり、収支差引額では 12 億 5,883 万円の黒字を計上していますが、実質収支額で見ると 1 町が赤字となっています。(図表 2-27) (図表 2-28)

また、10 市町村で法定外一般会計繰入¹³を実施しており、その金額は 3 億 3,672 万円となっています。

そのうち、決算補填等目的のための法定外一般会計繰入を実施している市町村は、6 市町村、2 億 5,388 万円となっており、第 1 期運営方針策定時点と比べ市町村数及び金額とも減少してきています。(図表 2-30)

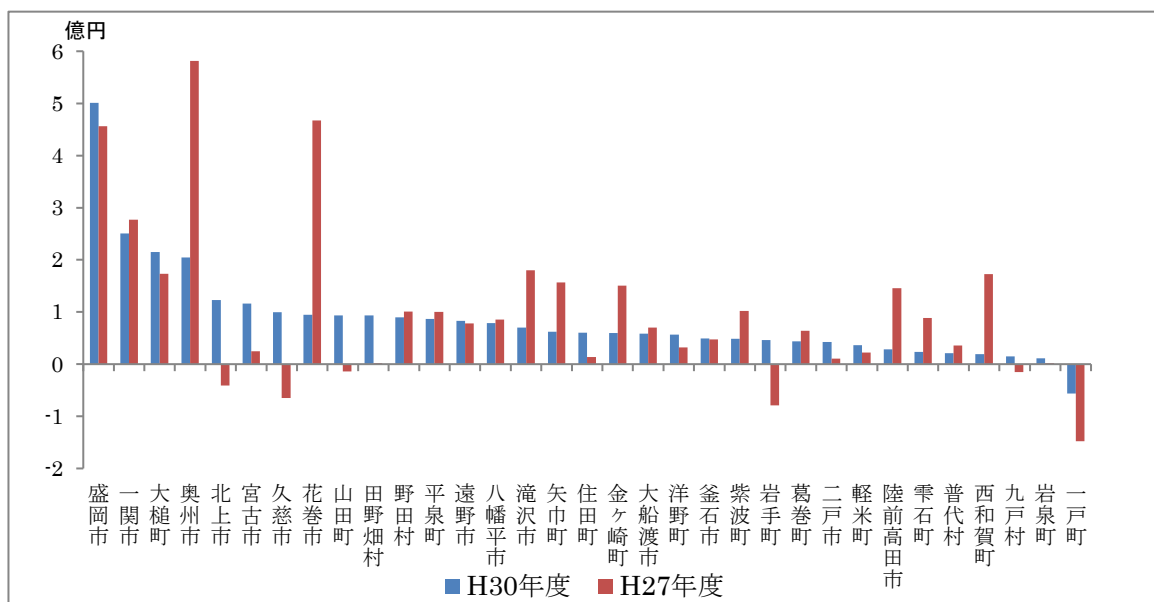
財政健全化のためには、段階的な赤字削減及び決算補填を目的とした法定外一般会計繰入の解消に努める必要があります。

図表 2-27 収支状況 (市町村) (単位：千円、%)

区 分	H29 年度	H30 年度	差引増減額	増減率
収入合計	158,545,682	131,672,978	▲26,872,704	▲17.0
支出合計	153,806,107	130,414,148	▲23,391,959	▲15.2
収支差引額	4,739,575	1,258,830	▲3,480,745	▲73.5
実質収支額	3,066,371	2,824,389	▲241,982	▲7.9
財政調整基金保有額 (年度末現在)	10,428,366	12,209,980	1,781,614	17.1
赤字市町村数 (実質収支額)	8 市町村	1 市町村	▲ 7 市町村	—

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-28 実質収支額状況 (H30 年度、H27 年度)



資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

¹³ 法定外一般会計繰入：政令で定められている目的以外で、一般会計から国保特別会計に繰り入れることです。

図表 2-29 法定外一般会計繰入金の整理区分

法定外一般会計繰入金	
決算補填等目的	決算補填等以外の目的
ア) 決算補填目的のもの ・ 保険料（税）の収納不足のため ・ 高額療養費貸付金 イ) 保険者の政策によるもの ・ 保険料（税）の負担緩和を図るため ・ 地方単独の保険料（税）の軽減額 ・ 任意給付に充てるため ウ) 過年度の赤字によるもの ・ 累積赤字補填のため ・ 公債費等、借入金利息	・ 保険料（税）の減免額に充てるため ・ 地方単独事業 ¹⁴ の医療給付費波及増 ・ 保健事業費に充てるため ・ 直営診療施設に充てるため ・ 納税報奨金（納付組織交付金等） ・ 基金積立 ・ 返済金 ・ その他

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

図表 2-30 法定外一般会計繰入等の実施状況（H30 年度）

区 分	市町村数	金額
法定外一般会計繰入 （うち決算補填等目的）	10 (6)	336,729,629 円 (253,884,906 円)
前年度繰上充用 ¹⁵	2	171,655,549 円

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」、岩手県「国民健康保険事業年報」

4 保険給付の適正化の取組状況

（1）レセプト点検の状況

○ 市町村では、診療報酬の審査支払後、診療報酬支払の適正化を図るため「国民健康保険の診療報酬明細書点検調査事務処理要領について」（昭和 55 年 5 月 10 日付け保険発第 42 号）に基づき、縦覧・突合点検等のレセプト点検を実施しており、点検の実施に当たっては、当該業務の効率性や確実性を確保するため、令和 2 年度から全市町村が、点検業務を専門に扱う職員の配置や点検システムの導入等を行っている岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への業務委託を実施しています。

○ 本県のレセプト点検による 1 人当たり財政効果額は、平成 30 年度は 1,339 円、効果率は 0.44%となっています。（図表 2-31）

1 人当たり財政効果額、財政効果率ともに全国平均を下回っていますが、一定の成果を上げているところです。

¹⁴ 地方単独事業：地方自治体が国庫からの補助を受けずに単独で実施する事業です。国民健康保険では、重度心身障がい者、ひとり親家庭、子ども、妊産婦を対象として市町村が実施する一部負担金に対する助成のことを指し、市町村によって対象基準が異なります。

¹⁵ 繰上充用：会計年度経過後、その当該年度の歳入が歳出に対して不足した場合、翌年度の歳入を繰り上げて充てることです。

図表 2-31 1人当たり財政効果額（H30 年度）

区 分	1人当たり財政効果額			財政効果率 (%)
	過誤調整分	返納金等調定分	合 計	
岩手県	1,066 円	333 円	1,339 円	0.44
全国平均	1,740 円	429 円	2,169 円	0.73

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

（2）第三者求償事務の状況

- 本県では、第三者求償事務（加害者直接請求を含む）について、全市町村が国保連合会に共同処理事業として委託しています。
また、損害保険関係6団体と「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結し、第三者求償事務¹⁶の取組を推進しています。
- 第三者求償事務に係る請求件数は年によってばらつきがありますが、請求金額、及び収納金額は、ともに年々増加しています。（図表 2-32）

図表 2-32 第三者求償事務の実施状況

年 度	委任件数 (新規)	請 求		収 納	
		件 数	金 額	件 数	金 額
H28 年度	137 件	289 件	110,743,568 円	229 件	73,038,597 円
H29 年度	154 件	337 件	161,566,802 円	272 件	93,156,445 円
H30 年度	171 件	331 件	165,939,676 円	341 件	94,293,326 円

資料：国保連合会調べ

（3）柔道整復療養費に関する医療費通知の実施状況

- 保険者は、柔道整復療養費¹⁷の適正な制度運営に資するため、被保険者等に健康及び柔道整復療養費制度に対する意識を深めさせることを目的として、医療費通知を実施しています。
本県では、全市町村が実施することを目標に取り組んでおり、平成 30 年度までに、31 市町村が実施しています。

（4）高額療養費等の支給に関する申請勧奨の状況

- 高額療養費の支給申請勧奨は、平成 30 年度は 30 市町村が実施しており、勧奨実施総件数は 39,245 件となっています。（図表 2-33）
該当者に対する勧奨方法は市町村ごとに異なっており、支給金額に基づいて実施基準を設定しています。

¹⁶ 第三者求償事務：被保険者が第三者の不法行為（交通事故等）によって負傷又は死亡した場合に、市町村は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権と保険給付とを調整し、第三者に対し損害賠償請求することです。

¹⁷ 柔道整復療養費：柔道整復師による施術を受けた場合の費用のことです。

図表 2-33 高額療養費申請勸奨事務の実施状況（H30 年度）

勸 奨 方 法	市町村数	実施件数
該当者に対して申請手続を行うよう情報提供している。	12	39,245 件
該当者に対して申請書を送付し申請を促している。	6	
該当者に対して、被保険者番号、被保険者名、受診医療機関、支給予定額等の必要事項をあらかじめ記載した支給申請書を送付・通知し、給付金の振込先等の記入・押印だけして返送してもらう。（ターンアラウンド方式）	12	
未実施	3	

資料：厚生労働省「高額療養費等の支給勸奨の実施状況に関する調査」

※H31 年 4 月 1 日現在の状況

5 医療費の適正化の取組状況

（1）特定健康診査・特定保健指導の実施率

- 特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条の規定に基づき、医療保険者に義務付けられたもので、高血圧症や脂質異常症¹⁸、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に着目した健康診査として、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に実施するものです。
- 本県の特定健診実施率は、平成 30 年度は全国 37.9%に対して、45.4%と高い実施率となっています。（図表 2-34）
前年度と比較して 1.0 ポイント上昇しており、実施率は微増傾向です。
市町村別では、最高は紫波町の 60.2%、最低は八幡平市の 35.5%となっており、県内市町村の特定健診実施率には大きな隔たりがある状況です。（図表 2-35）
- 特定保健指導は、特定健診受診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導として実施するものです。
本県の特定保健指導の実施率は、平成 30 年度は 22.2%と、全国 28.8%に対して低い実施率となっています。（図表 2-34）
市町村別では、最高が二戸市で 86.9%、最低は九戸村の 5.6%となっており、県内市町村の特定保健指導実施率には大きな隔たりがある状況です。（図表 2-36）

図表 2-34 特定健診・特定保健指導実施状況

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標値
特 定 健 診	43.5%	43.2%	44.4%	45.4%	60%
	(36.3%)	(36.6%)	(37.2%)	(37.9%)	
特 定 保 健 指 導	17.3%	19.1%	20.9%	22.2%	60%
	(23.6%)	(24.7%)	(25.6%)	(28.8%)	

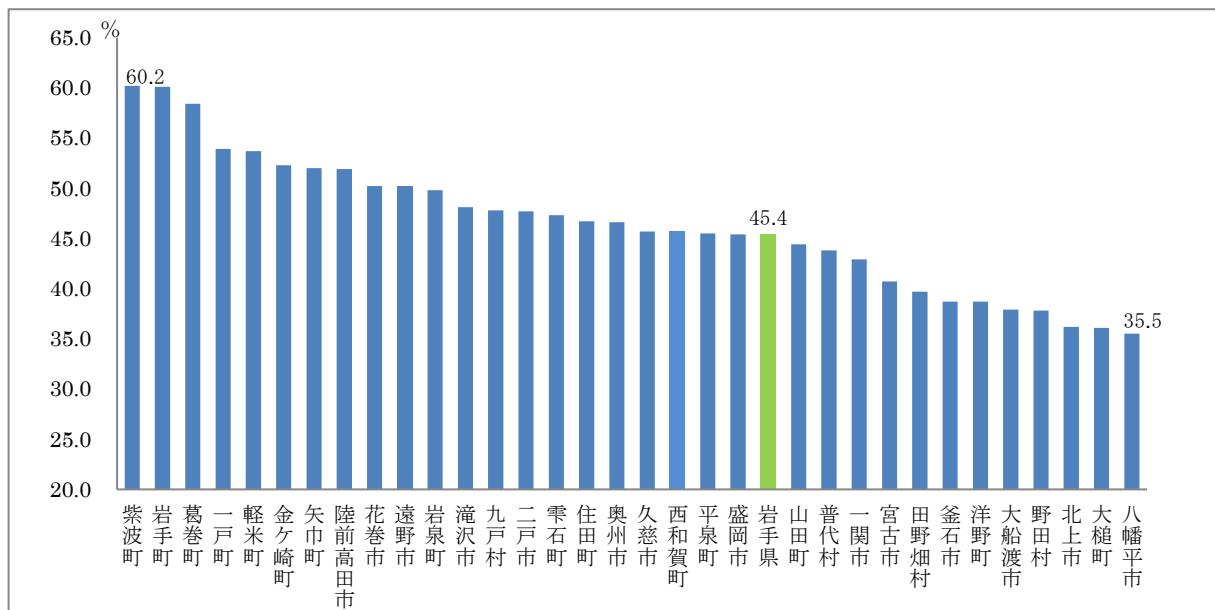
資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導等の実施状況」
国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

※括弧内の数値は全国実施率

※目標値は第 3 期特定健診等実施計画期間（H30 年度～H35 年度）における目標

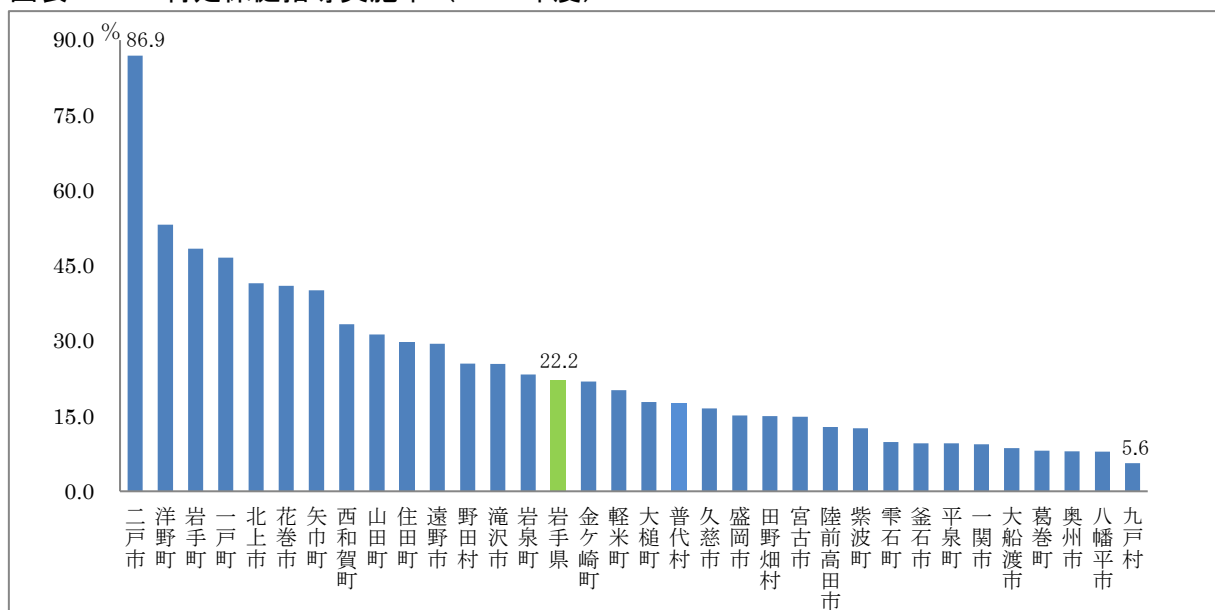
¹⁸ 脂質異常症：中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたし、血液中の値が正常域をはずれた状態をいいます。動脈硬化の主要な危険因子であり、放置すれば脳梗塞や心筋梗塞などの動脈硬化性疾患を招く原因となります。

図表 2-35 特定健診実施率（H30 年度）



資料：国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

図表 2-36 特定保健指導実施率（H30 年度）



資料：国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

(2) 後発医薬品の使用状況

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）¹⁹の普及促進について、本県の市町村は、後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知（いわゆる差額通知）などの取組を通して、後発医薬品の普及促進に努めています。

本県の後発医薬品の使用割合は、全国平均を上回っており、平成 30 年度は 84.4%

¹⁹ 後発医薬品：後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

となっています。(図表 2-37)

また、後発医薬品の差額通知については、全市町村で実施しており、平均実施回数は 2.8 回、総実施件数は 42,887 件となっています。(図表 2-38)

図表 2-37 後発医薬品使用割合の推移 (数量ベース)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度
岩手県全体	75.1%	79.0%	83.5%
市町村国保	76.7%	80.2%	84.4%
全 国 (市町村国保)	68.6% (69.4%)	73.0% (73.7%)	77.7% (77.8%)

資料：厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」

図表 2-38 後発医薬品差額通知の実施状況

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度
市町村数	32 市町村	33 市町村	33 市町村
総実施件数	48,877 件	55,527 件	42,887 件
平均実施回数	2.8 回	2.8 回	2.8 回

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(3) 医療費通知の実施状況

- 保険者は、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者に対し国民健康保険制度及び健康に対する意識を深めさせることを目的として、医療費通知を実施しています。
- 医療費通知には、受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額などを記載し、世帯主又は被保険者に通知しています。
本県では、委託業務として実施している市町村が多く、平成 30 年度は全ての市町村で医療費通知を実施し、実施回数は平均年 6 回となっており、実施総件数は 831,238 件となっています。(図表 2-39)

図表 2-39 医療費通知の実施状況

区 分	実施総件数	平均実施回数	委託状況 (H30 年度実績)
H28 年度	878,443 件	6 回	国保連合会 26 市町村 その他 6 市町村 自 庁 1 町
H29 年度	846,966 件	6 回	
H30 年度	831,238 件	6 回	

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(4) データヘルス計画の策定及び推進の状況

- 政府の「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、“国民の健康寿命の延伸”を目標に、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として“データヘルス計画”の作成・公表、事業実施、評価等取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」ことが掲げ

られました。

- 本県では、全市町村が、国保データベース（KDB）システム等のデータを活用し、国保加入者の健康課題を分析した上で、地域の特性に応じた効果的・効率的な保健事業を推進するため、データヘルス計画を策定しています。（図表 2-40）
- 市町村は、データヘルス計画に基づいた保健事業を実施し、計画の進捗状況を把握するとともに、国保連合会に設置されている有識者等からなる評価委員会等の第三者機関を活用し、定期的に事業評価を行うこととしています。

図表 2-40 データヘルス計画策定状況（R元年度）

区 分	保険者数	データヘルス計画策定状況				
		策定済	令和元年度中	令和2年度中	それ以降	未着手等
岩手県	33	33	0	0	0	0
全 国	1,716	1,683	19	2	1	11

資料：厚生労働省「国民健康保険の保健事業の実施状況に関する調べ」

（5）適正服薬（適正受診）を促す取組の実施状況

- 市町村では、適正服薬（適正受診）促進のため、重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施しています。
平成 30 年度は、22 市町村が訪問指導を実施しています。（図表 2-41）

図表 2-41 重複受診、頻回受診への訪問指導の実施状況（H30 年度）

区 分	実施	未実施
服薬情報の通知や訪問指導	22 市町村	11 市町村

資料：保険者努力支援制度評価採点表実績

（6）糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況

- 本県では、令和元年度時点で全市町村が、対象者への受診勧奨及び保健師や栄養士が携わる保健指導等の糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しています。
- 県では、各市町村における取組を促進するため、岩手県医師会及び岩手県糖尿病対策推進会議とともに、取組の考え方や具体例を示した岩手県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、対象者の抽出基準値や、評価方法等の指標を示しています。
また、重症化予防事業の実施に当たっては、対象者の抽出方法、適切な受診勧奨や保健指導を行う人材の育成等を目的に、市町村の保健師・栄養士・看護師・事務職員等を対象とした研修会を行っています。

6 本県の今後の被保険者数、医療費及び国民健康保険財政の見通し

(1) 被保険者数

- 「国民健康保険実態調査」(厚生労働省)に基づく各5歳階級別被保険者数の過去5年間の平均伸び率を平成30年度の被保険者数に乗じて推計した結果、今後も被保険者数は減少傾向で推移することが見込まれます。(図表2-42)

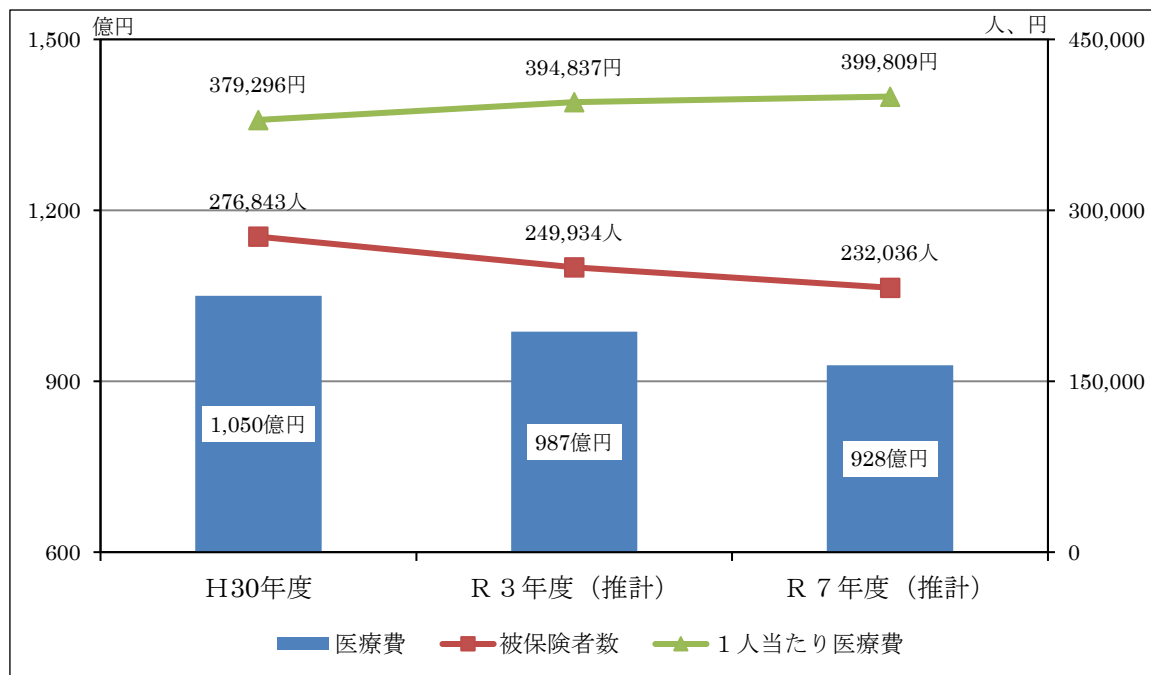
(2) 医療費

- 平成30年度の被保険者1人当たり医療費(前期高齢者とその他の被保険者)を基準として、過去3年間の平均伸び率を乗じてそれぞれ算出した1人当たり医療費に、被保険者数の見込みを乗じて推計しました。(図表2-42)

推計では、被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人当たり医療費は増加傾向で推移するものの、被保険者数の減少により、医療費の総額は減少傾向で推移する見込みとなっており、これは、図表2-5でも示されているとおり近年の全国的な傾向と同様となっています。

- ただし、岩手県保健医療計画(2018-2023)では令和5年度まで国保保険者以外も含む全体の医療費総額は増加する推計を示しており、今後も注視する必要があります。

図表2-42 被保険者数及び医療費の推移(本県国保)



(3) 国民健康保険財政

- 保険運営の基本となる被保険者数は、人口とともに減少し保険者の小規模化が進んでおり、令和元年度末時点で5千人未満の保険者は半数を超え、3千人未満の小規模保険者も増加しています。

- 県全体の1人当たり医療費は増加傾向で推移しているほか、将来推計でも増加する見込みとなっています。
- 県平均国保税調定額に急激な増加は見られず、また、本県の国民健康保険特別会計の状況は、平成30年度は、県及び市町村ともに実質収支額で黒字を計上しているところですが、10市町村で法定外一般会計繰入を実施しています。
- 高齢化の更なる進展や医療の高度化等を踏まえると、今後も、保険者規模が縮小する中で1人当たり医療費が増加する、厳しい財政運営が続くことが予想されます。
- このため、県の国民健康保険の安定的な財政運営のため、県と市町村が一体となって各種事業に取り組んでいく必要があります。

【方針1】納付金及び標準的な保険税の算定と国民健康保険財政の安定的な運営の確保

納付金の算定のほか、国民健康保険法第82条の3の規定による市町村標準保険料率の算定等を行い、本県の標準的な住民負担の「見える化」等を推進するために、当該算定方法等の本県の取扱いを定めます。

1 納付金及び標準的な保険税の算定方法

(1) 納付金の算定方法

ア 算定方式

- 図表 2-14 のとおり、現状では、21 市町村が賦課方式を 4 方式としていますが、被保険者数で見ると 3 方式の方が多くことなどから、納付金算定は 3 方式により毎年度算定します。

イ 医療費指数反映係数 α ²⁰ の設定

- 本県においては、本運営方針期間中は $\alpha = 1$ とし、その後の対応については、本運営方針期間中を目途に、市町村等と協議を行うこととします。

ウ 応能割と応益割（所得係数 β ²¹ の設定）

- 本県においては、国から示される所得係数 β を設定する（応能割：応益割＝所得係数 β ：1 とする）こととし、必要に応じて、市町村等との協議によりこれ以外の係数 β' を設定することとします。
- また、本県の応益割における均等割と平等割の配分については、第 1 期運営方針と同じ割合（均等割 70：平等割 30）とし、必要に応じて、市町村等との協議によりこれ以外の配分を設定することとします。

上記ア、イ、ウにより、本県では、各市町村の納付金を算定するために、県全体で必要な納付金の総額（県全体の保険給付費・後期高齢者支援金等の見込額から、国・県交付金、前期高齢者交付金を差し引いて算出）を、市町村ごとの医療費水準・所得水準・被保険者数・世帯数に応じて按分（配分）することとなります。

²⁰ 医療費指数反映係数 α ：納付金の算定に当たり、市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数であり、0 から 1 の間で設定します。 $\alpha = 1$ の場合は、医療費水準は納付金の配分に全て反映され、 $\alpha = 0$ の場合は、医療費水準を全く反映させないこととなります。

²¹ 所得係数 β ：国では、各都道府県が行う納付金の算定に当たり、毎年度、応能分と応益分とに配分する割合を設定するための係数（所得係数 β ）を都道府県ごとに示しており、本県のように所得水準が全国平均より低い場合は、所得係数は 1 未満となり、応能分の割合が応益分の割合よりも小さくなります。納付金ガイドラインでは、毎年度国から示される係数を用いることが原則とされていますが、例外的にこれ以外の係数を設定することも可能となっています。

エ 一般納付金基礎額調整係数 γ

- 年齢調整後の医療費水準及び所得水準等で調整した後に、各市町村の納付金基礎額の総額を都道府県の総額に合わせるために、一般納付金基礎額調整係数 γ によって全体の額を微調整することとします。

オ 納付金の対象となる範囲

- 納付金に含める保険給付の範囲については、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（厚生労働省保険局長通知。以下「納付金ガイドライン」という。）で規定されている療養の給付に要した費用、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費とし、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等は含めません。

カ 高額医療費の共同負担

- 高額医療費負担金等については、高額医療費、特別高額医療費が発生した市町村の保険税負担の増加を抑制するために活用されるものであることから、医療費水準及び所得水準等により各市町村の納付金基礎額を算定した後に、当該市町村の過去の高額医療費の実績に応じてそれぞれ差し引き、共同負担は行わないこととします。

キ 賦課限度額

- 全市町村が地方税法で定める賦課限度額に沿って設定していることから、賦課限度額の設定は地方税法で定める額と同額とします。

ク 激変緩和措置

第1期運営方針（平成30年度～令和2年度）において、納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき1人当たり保険税額」が変化し被保険者の保険税の負担が急激に上昇することから、納付金ガイドラインで示された激変緩和措置を講じており、本運営方針期間中においても、以下のとおりこれを継続することとします。

① 激変緩和措置の対象及び対象とする額

1人当たりの保険税額が、平成28年度と比較して、毎年度県が定める一定割合以上増加した市町村を激変緩和措置の対象とします。

また、対象額については当該割合以上増加した額とします。

なお、平成28年度の保険税額については、国民健康保険事業年報の数値に基づき算出した保険税額とします。

ただし、法定外繰入、前年度繰上充用、財政調整基金取崩等により増加抑制を図っている場合は、その影響を加算した額とします。

② 激変緩和措置の財源

激変緩和措置の財源は、「特例基金」及び「県繰入金」とします。

別途、国が財政措置した場合は、その財源も活用します。

③ 激変緩和措置の期間

激変緩和措置の実施期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間とし、令和 6 年度以降の対応については、納付金の算定状況や各市町村の保険税の賦課状況、イにおいて医療費指数反映係数 α の値を変更する場合に伴う影響等を勘案し、本運営方針期間中に決定することとします。

ケ 納付金の年度間の平準化

- 保険料（税）率を決定するのは市町村ですが、市町村が毎年度の納付金を踏まえて税率を決定することを踏まえると、納付金の年度間の平準化は、被保険者の負担（保険税）の安定化に資するものとなることから、納付金の算定に当たっては、こうした要素も考慮することとします。

- ・ 仮に納付金が交付金に対して不足する場合、県は財政安定化基金を取り崩すとともに、取崩分相当額を再積立するために、後年度の納付金を増加させる措置をとることとなり、市町村から見れば、後年度の負担が増加することとなります。
- ・ 医療費の変動や前期高齢者交付金²²の精算等の影響により、納付金が年度間で乱高下することから、決算剰余金等の留保財源を納付金の年度間の調整等に活用することとしているものであり、特に、本県の前期高齢者交付金の規模は、平成 30 年度で 360 億円を超え、保険給付費の 40%以上に達する収入となっています。

（2）標準的な保険税の算定方法

ア 賦課方式

- 県内統一の標準保険税率は、納付金算定方法と同じく 3 方式により毎年度算定します。

イ 応能割と応益割

- 応能割と応益割の標準割合については、納付金算定方法と同様に「応能割：応益割＝所得係数 β ：1」とし、応益割のうち均等割と平等割についても、納付金算定方法と同様に均等割 70：平等割 30 とします。

ウ 標準的な収納率

- 標準的な収納率は、市町村標準保険税率を算定するに当たっての基礎となる値です。

市町村の実態を踏まえた実現可能な水準とするため、算定年度直近の過去 3 か年度分の平均収納率を標準的な収納率として設定します。

²² **前期高齢者交付金**：保険者間で高齢者が偏在することによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行っており、当該年度にまず概算額が交付され、翌々年度の概算交付額に精算分が加減算される仕組みとなっていることから、精算額が多額となる場合、毎年度の国保事業費納付金の変動の大きな要因となります。

(3) 納付金及び標準的な保険料(税)の算定の流れ

<納付金の算定>

① 納付金必要額の算定

県全体の保険給付費・後期高齢者支援金等の見込額から、国・県交付金、前期高齢者交付金を差し引いて算出。

② 所得水準の反映割合(所得係数 β)を設定し、応能割分と応益割分の全体額を算出

全国平均を1とした岩手県所得係数 β を反映。

$\beta = 1$ の場合 **応能割分 50 : 応益割分 50**

※応能割・・・所得割

応益割・・・均等割(被保険者数)と平等割(世帯数)

※第1期運営方針と同様に均等割:平等割=70:30とする。

③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出した金額を合算して、各市町村の配分額を算定

○当該市町村の応能割分

= **応能割分** × 当該市町村の所得が県全体に占める割合(所得シェア)

○当該市町村の応益割分

= **応益割分** × 当該市町村の被保険者数と世帯数が県全体に占める割合

④ 医療費指数の反映割合(医療費指数反映係数 α)を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額に乗じて納付金の額を算定

○医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ で設定

○各市町村の納付金額 = $\{\alpha \times (\text{各市町村の医療費指数} - 1) + 1\} \times \text{③}$

※納付金の内訳である「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費指数を反映する。

<市町村標準保険料(税)率の算定>

⑤ 市町村ごとの収納必要額を算定

各市町村の収納必要額 = ④ + {市町村ごとの保健事業 + 特定健診の費用等} - {市町村ごとの交付金等(特別交付金、保険者努力支援制度分等)}

⑥ 市町村ごとの収納率を反映

⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料(税)総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料(税)率を算定。

○標準的な収納率は過去3か年平均

○市町村の保険料(税)総額 = ⑤ ÷ 標準的な収納率

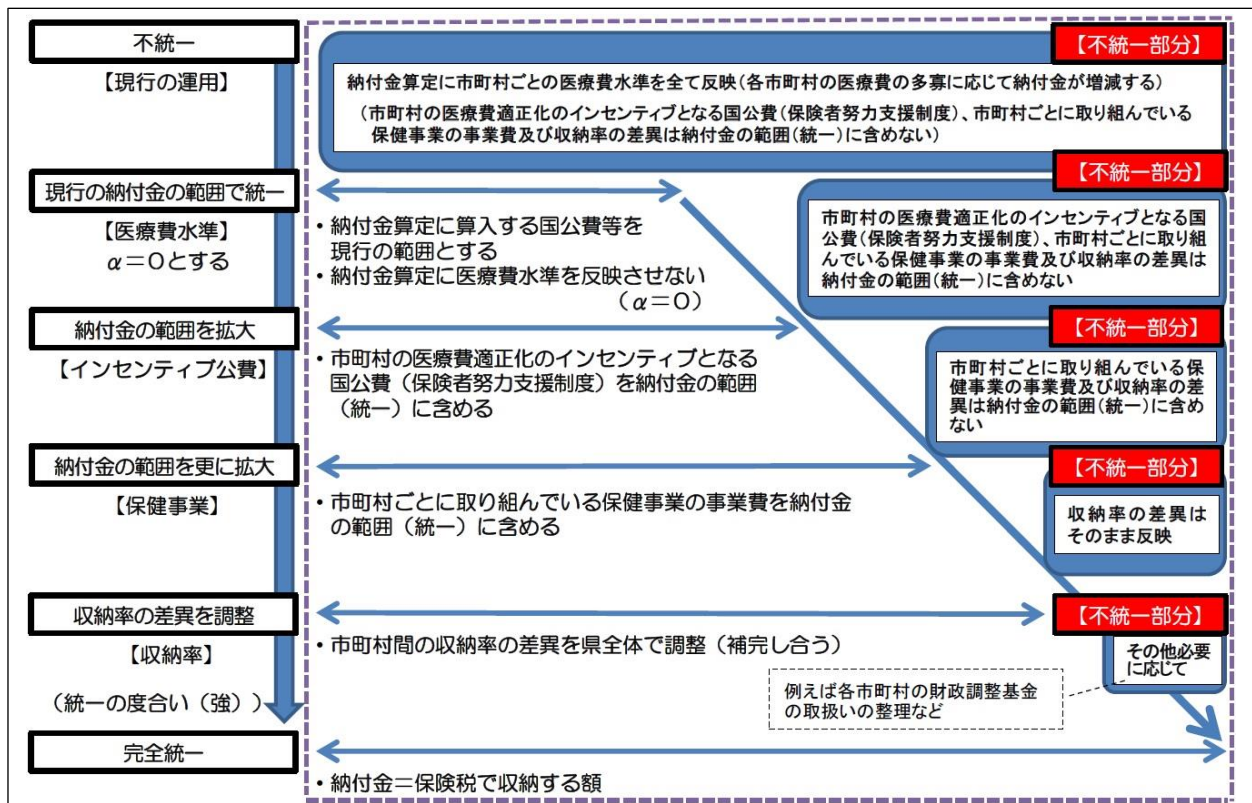
○市町村標準保険料(税)率 = 市町村の保険料(税)総額を基に算定

2 保険料（税）水準の統一に向けた方針

(1) 本県における保険料水準の考え方

- 納付金ガイドラインでは、将来的には、都道府県での保険料（税）水準の統一を目指すこととなっています。
- 本県における保険料水準の統一の在り方について、県内の被保険者間の公平性確保の観点から、同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険料水準となることを、将来のあるべき姿とし、将来的にこのあるべき姿を目指すこととします。
- ただし、保険料水準の統一は、各市町村の事業運営や被保険者に賦課される保険料に影響を及ぼすものであることから、まず、本運営方針期間（令和3年度～令和5年度）中に、統一の定義（将来のあるべき姿を含む）や、保険料水準の統一による影響及び課題等について、検証、協議を行うこととします。
- 下図で例示するように、統一のパターンが複数あり、それぞれに検討課題があります。

図表 3-1 保険料水準の統一のパターン（例）



(2) 県内の市町村間における医療費水準の差異の取扱い

- 本県では、現在、医療費水準に市町村間の差異があることから、市町村ごとの医療費水準を納付金算定に全て反映させているところですが、この取扱いや、県内の市町村間における医療費水準の差異の状況について、本運営方針期間中に、検証、協議を行うこととします。

- ・ 各市町村の医療費水準を納付金算定に反映させることで、反映させない場合と比較して、医療費水準が高い市町村の納付金は増加し、医療費水準が低い市町村の納付金は減少することとなります（県全体の納付金は変わりません）。
- ・ 一方で、市町村単位の被保険者数の減少は、納付金及び保険税率の不安定化を招き、保険のリスク分散機能が弱まることが懸念されます。

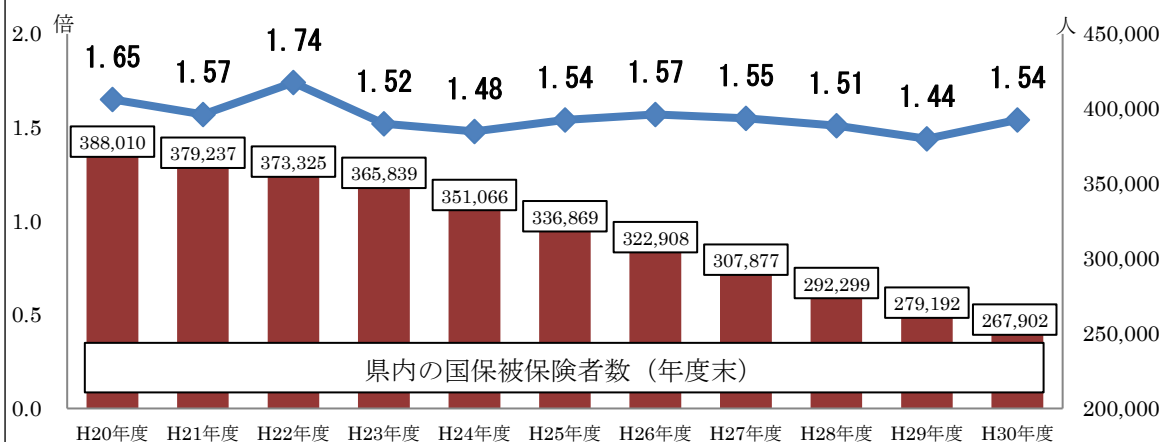
例えば、1か月の透析治療（外来血液透析）の医療費が患者一人につき40万円だった場合、患者が負担する額（1万円と仮定）を差し引いた39万円の半分（公費を50%と仮定）を保険集団内で負担することとなります。

つまり、集団（被保険者数）が小さくなればなるほど、1人の医療費が集団に及ぼす影響が大きく、納付金及び保険税率の不安定化の懸念が増すこととなります。

- ・ 各市町村の医療費水準の差異は、図表3-2のとおり、平成20年度から平成30年度までの間で縮小していない一方で、被保険者数は県全体で年々減少し、図表2-1のとおり保険者（市町村）の小規模化が進んでおり、加入者の疾病等による経済的な負担リスクを加入者全体で助け合う保険の本質を踏まえると、各市町村の医療費水準を納付金算定に反映させない（又は反映の度合いを弱める）ことは、リスクを市町村単位ではなく県全体で負担することとなり、リスク分散機能の強化につながる事となります。

ただし、この場合、医療費水準を納付金算定に反映させる場合と比較して、医療費水準の低い市町村の納付金が増加するなどの影響が考えられます。

図表3-2 1人当たり医療費の市町村間の差異（最大／最小）



資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

※1人当たり医療費は、図表3-3のような年齢調整は行っていないものであること

図表 3-3 納付金算定に用いられる年齢調整後の医療費指数の状況（上位及び下位 5 市町村）

区分	R 元年度算定		H30 年度算定		H29 年度算定	
1	A 村	1.1355227528394	A 村	1.0935208028781	E 町	1.1260427464427
2	B 町	1.0764204798395	B 町	1.0897782912116	B 町	1.0906180129281
3	C 市	1.0744813642733	C 市	1.0630310160664	F 町	1.0723309458761
4	D 市	1.0608879177272	E 町	1.0622612064450	G 町	1.0703242697838
5	E 町	1.0582896294126	D 市	1.0614634532605	C 市	1.0683017386372
29	H 市	0.8955307078596	I 市	0.8870479805628	H 市	0.8841088108687
30	I 市	0.8906008049205	H 市	0.8869105919656	N 町	0.8766794579515
31	J 町	0.8653473140223	M 村	0.8744530961781	O 村	0.8757729751434
32	K 町	0.8037804130531	K 町	0.8173765993781	K 町	0.8080260417444
33	L 村	0.7953074858951	L 村	0.7964694566771	L 村	0.7915028892957

年齢調整後の医療費指数の算出方法（納付金ガイドライン）

- ・ 「5歳階級別」の「全国平均の1人あたり医療費」を各市町村の被保険者の年齢構成に当てはめることで、「当該市町村の各年齢階級別の1人あたり医療費が全国平均であった場合の1人あたり医療費（X）」を算出する。
 ※1人あたり医療費とは、保険財政の対象となる給付費（自己負担分を除く）を被保険者数で除した額をいう。
- ・ 「当該市町村の各年齢階級別の1人あたり医療費が全国平均であった場合の1人あたり医療費（X）」と「当該市町村の実績の1人あたり医療費（Y）」を比較する（YをXで除する）ことで、「年齢調整後の医療費指数（Z）」を算出〔間接法〕。
- ・ 直近3年分の「年齢調整後の医療費指数（Z）」を算出後に平均して「複数年平均の数値（ \bar{Z} ）」を求める。

3 赤字削減・解消の取組

(1) 赤字等の定義

- 市町村が「削減・解消すべき」赤字とは、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び前年度繰上充用金の新規増加分となります（以下「赤字」と記載する場合は「削減・解消すべき赤字」を指します。）。
- 国保財政を安定的に運営していくためには、国保特別会計において毎年度の収支の均衡を保つ必要があることから、市町村は、赤字が発生しないよう努めるとともに、赤字が発生した場合は計画的に削減し解消する必要があります。

(2) 赤字削減・解消計画の策定と公表

- 平成 28 年度以降の決算において赤字が発生した市町村で、翌々年度までに解消が困難と認められる市町村は、5年以内の解消を目標とする赤字削減・解消計画を策定

することとしており、本運営方針においても同様とします。

- 計画策定の対象市町村は、赤字発生の要因分析（医療費の動向、保険税率設定、保険税収納率等）を行い、赤字削減・解消に向けた必要な対策や目標年次について整理し、県と協議を行った上で計画を作成して県に報告することとし、県は、当該計画に基づき適切な指導・助言を行います。
- さらに、本運営方針においては、法定外繰入等を解消する観点から、県は、赤字の要因分析及び法定外繰入等の額を含む状況を公表（見える化）することとします。

（3）赤字市町村に対する納付金の算定における取扱い

- 納付金の算定及び配分においては赤字に対する配慮は行わず、また、被保険者の保険税負担上昇に伴う激変緩和措置においても、赤字解消に伴う保険税の負担増などの変化は激変緩和の対象としないこととします。

4 財政安定化基金の運用

（1）基本的な考え方

- 国民健康保険事業の財政安定化を図るため、医療費の給付増や保険税の収納不足により財源不足となった場合に備え、市町村が法定外一般会計繰入を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、市町村に対して貸付又は交付を行います。
- また、令和5年度までの特例措置として、特例基金を設置し被保険者の保険税上昇分に対して行う激変緩和に活用します。

（2）市町村に対する貸付・交付

- 各年度において、保険税の収納不足が生じた場合は、収納不足額について貸付を行います。
貸付を受けた市町村は県に対し、貸付年度の翌々年度から、原則3年間で償還（無利子）します。
- 市町村において「特別な事情」が生じたことにより、保険税が収納不足となった場合は、当該市町村は収納不足額の2分の1以内の金額で交付申請を行います。
県は、申請を行った市町村の「特別な事情」や収納率の設定状況等を踏まえて交付額を決定し、交付します。
なお、この場合、「特別な事情」とは次の場合とします。
 - ア 多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火など）が発生した場合
 - イ 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
 - ウ その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

- 収入不足に対する交付額は、国、県、市町村でそれぞれ3分の1ずつを補填します。このうち市町村補填分は、交付を受けた市町村が補填することを基本とします。ただし、交付を受けた市町村からの補填が困難と認められる場合は、県と市町村（全市町村）等の協議（事案ごとに協議）により、全市町村で按分し補填することとします。

（3）財政安定化基金の取崩し

- 県全体で医療費の給付増が生じ、交付金の財源が不足した場合は、その不足額分について財政安定化基金を取り崩します。この場合、翌年度以降の納付金に含めて市町村から徴収し、財政安定化基金に繰入れを行います。

（4）特例基金の活用

- （1）の本来の目的による活用とは別に、国民健康保険法附則第25条に基づき令和5年度までの特例として、納付金制度の導入等に伴う被保険者の保険税負担の急激な増加を緩和するために、財政安定化基金を活用できるとされており、本県では、激変緩和措置を講じる際に、財政安定化基金の特例分を活用しており、本運営方針期間中においても引き続き活用します。

- また、県の特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合は、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、留保財源を特例基金に積み立て、納付金の年度間の調整等に活用することを基本に市町村等と協議の上、対応することとします。（第3章の【方針1】1（1）ケも参照）

なお、特例基金の設置期限後（令和6年度以降）の対応については、国における対応を踏まえながら、本運営方針期間中に市町村等と協議（決定）することとします。

（5）保険者努力支援制度の都道府県交付分の取扱い

- 平成30年度からは、医療費適正化や財政基盤強化の取組について、保険者としての努力を行っているとして評価される都道府県、市町村に交付金が交付されています。
- このうち都道府県交付分については、保険給付費等交付金（普通交付金）の財源として活用することを基本とし、その他の取扱いとする場合には、市町村等と協議することとします。

【方針2】市町村における保険税の徴収の適正な実施

保険税の賦課総額の設定や徴収事務は市町村ごとに行われていますが、県全体の収納率を向上させ、各市町村が必要な保険税を徴収することができるよう、収納率目標の設定や収納率向上のための取組等を定めます。

1 収納率目標の設定

- 第1期運営方針と同様に、保険者規模別グループの中で収納率が低い市町村の底上げを図る観点から、保険者規模別グループの平均収納率を現年度収納率目標として設定します。

収納率目標を既に上回っている市町村については、平成30年度収納率を上回ることを目標に設定します。(図表3-4)

- 滞納繰越分(過年度分)については、各市町村が過年度分の滞納繰越額を着実に減少させるよう、第1期運営方針と同様に、前年度の滞納繰越分(過年度分)調定額を下回ることを目標に設定します。(図表3-4)

- 保険者規模別グループの設定は、これまで4つの規模別(5千人未満、1万人未満、2万5千人未満、2万5千人以上)に分けていましたが、収納率の差が小さくなってきたことから、下表のとおり3つの規模別グループに再編することとします。(図表3-5)

図表3-4 保険者規模別収納率目標

保険者規模 グループ	収納率目標 (R5年度末)		滞納繰越分(過年度分)
	現年度分 収納率目標	現年度分 収納率目標を上回る市町村	
I (19)	96.24%	H30年度の当該市町村収納率以上の率	各市町村の前年度滞納繰越額を下回る額(過年度分の滞納繰越額を年々減少させる)
II (9)	95.98%		
III (5)	93.39%		

※現年度分の収納率目標は保険者規模別グループの平均収納率

図表3-5 保険者規模別グループ

グループ	被保険者数	市町村
I	5千人未満	陸前高田市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
II	5千人以上 1万5千人未満	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、滝沢市、紫波町
III	1万5千人以上	盛岡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市

2 収納率向上の取組

(1) 市町村の取組

- 市町村は、収納率向上に資するため次の取組を推進します。
 - ・滞納世帯の状況（滞納金額、滞納期間、所得状況等）や徴収体制、口座振替実施率などの観点から、収納不足についての要因分析の実施
 - ・被保険者に対する個別の通知や広報紙などを通じた国民健康保険制度の周知
 - ・口座振替の促進やコンビニ収納など納付機会の拡大
 - ・滞納者への催告、滞納処分等の基準や方法を定めた収納対策マニュアルの作成
 - ・長期滞納者への財産調査の実施
 - ・特別な事情がないにもかかわらず納付に応じない者への効果的な滞納処分の実施
 - ・インターネット公売の活用等による差押財産の早期換価などの効率的な滞納整理の推進
 - ・多重債務を抱える滞納者へのきめ細かな支援（関係機関、関係部署と連携）

(2) 県の取組

- 県は、国保連合会と連携しながら、市町村の収納率向上に資するため次の取組を通じた支援を行います。
 - ・岩手県地方税特別滞納整理機構²³における滞納処分に関する相談及び滞納処分の実施（同機構の選定基準に基づき市町村から移管された事案について実施）
 - ・新任職員や収納対策に携わる職員を対象とした研修会の開催

(3) 国保連合会の取組

- 国保連合会は、市町村の収納率向上に資するため次の取組を通じた支援を行います。
 - ・国保担当職員等を対象とした研修会等の開催

²³ 岩手県地方税特別滞納整理機構：県と県内市町村が共同して滞納整理を行う組織です。

【方針3】市町村における保険給付の適正な実施

保険給付実務の広域的かつ効率的な実施の推進も念頭に、保険給付が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実に実施されるための取組を定めます。

1 県による保険給付の点検等

(1) 県による保険給付の点検

- 保険給付の実施（支払）主体は市町村であり、レセプト点検についても一義的には市町村で実施すべきものですが、県は保険者として広域性・専門性を生かし、現在、県の国保医療給付専門指導員が再点検を行い、指摘内容を国保連合会及び市町村に連絡して点検業務の改善を支援しています。

県が行う点検の実施内容については、費用対効果等を勘案しながら、随時、市町村等と協議し決定することとします。

(2) 監査等の結果により判明した不当・不正請求等の返還請求事務

- 県は、東北厚生局岩手事務所と合同で、保険医療機関等を対象に、保険診療（保険調剤）の質的向上と適正化を図ることを目的に指導・監査を実施しています。

保険医療機関等による不当・不正請求事案が発覚した場合は、不当・不正請求金額の市町村への返還に向けて、国保連合会に過誤調整を依頼するなどの対応を行います。

- 一方で、破産等により保険医療機関等が取り消された（存在しなくなった）場合は、過誤調整による回収ができず、返還金の回収に法的手続等が必要となる場合があります。

特に、県内の複数の市町村が返還の対象となる案件や、専門性が高い案件等については、県が、国民健康保険法第 65 条第 4 項に基づく市町村からの事務委託を受けることにより、返還金の回収等を行うことが可能となります。

このため、当該事務（委託）の実施については、個別の案件ごとに、県と市町村でメリット等を精査の上、実施することとします。

2 保険給付に関する取組

- 県と市町村は、国保連合会と協力・連携して、保険給付の実務が着実になされるよう次の取組を推進していきます。

(1) 職員研修の実施

- 県及び国保連合会は、給付業務に携わる職員の資質向上のため事務研修会を実施するほか、国保連合会は、地区協議会ごとに開催される研修会などに講師を派遣します。

(2) 療養費の支給の適正化

- 県は、取組が進んでいる市町村の事例の横展開などにより、市町村の療養費の支給の適正化を支援します。

(3) レセプト点検の充実強化

- 県（財政運営の責任主体）及び市町村（保険給付の実施主体）は、レセプト点検を実施している国保連合会との連携を密にしながら、レセプト点検に関する現状の把握や情報収集等に努めるほか、医療給付専門指導員による助言指導を実施します。
- 市町村は国保連合会と連携し、国保連合会の介護給付適正化システムから出力される「医療給付情報突合リスト」を用いたレセプト点検を実施し、医療保険と介護保険の給付調整を推進します。

(4) 第三者求償や過誤調整等の取組強化

- 県は、助言指導や研修会などの機会を通して、過誤調整等の保険者間調整の枠組みについて普及・促進を図ります。
- 国保連合会は、第三者求償事務研修会や弁護士相談を引き続き開催し、市町村担当職員への支援を行います。
- 国保連合会は、加害者直接求償を含む全ての第三者求償事務を受託し、市町村事務の軽減を図ります。

3 高額療養費の多数回該当の取扱い等

(1) 高額療養費の多数回該当の取扱い

- 平成 30 年以降の県内市町村間の住所異動について、世帯の継続性が保たれている場合は、平成 30 年 4 月以降の療養において発生した転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぐこととなります。
- 高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものと取り扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としています。
このため、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することを原則とします。
- 多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地市町村が行いますが、その判定基準については、以下のとおりとします。

① 一の世帯で完結する住所異動について

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認めます。

この場合、一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとします。

なお、国保における世帯主を設定している場合には、世帯主は国保上の世帯主とします。

ア 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動。

イ 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内

の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

具体的には、出生、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を伴う住所異動が該当します。

② 一の世帯で完結しない住所異動について

世帯分離、世帯合併により一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による世帯主及び国保被保険者の数の増加並びに他の世帯への異動による世帯主及び国保被保険者の数の減少をいう。）の場合には、次のとおりとします。

ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認めます。

例えば、婚姻により子が独立して他市町村へ住所異動した場合の、元の住所地に残る世帯主の変更がない親世帯が該当します。

イ 転入する世帯の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認めます。例えば、子ども世帯が実家世帯と合併すると同時に、当該子どもが世帯主になって新たな世帯を形成する場合は、

※子ども世帯が実家世帯に編入され、その後、当該子どもが世帯主になる場合は、単なる世帯主変更であり、一の世帯で完結する異動基準により、実家世帯に世帯の継続性を認めます。

（２）高額療養費に係る事務の標準化

- 高額療養費に係る事務については、高額療養費支給申請勧奨事務について全市町村で取り組むとともに、勧奨方法などについても、今後市町村と検討を進め、段階的に事務の標準化を図ることとします。

【方針4】医療費の適正化の取組

国民健康保険の財政運営に当たり、医療費の適正化を行い、財政基盤を強化するための取組について定めます。

1 医療費適正化に向けた目標と取組

(1) 目標の設定

- 県が策定する第3期岩手県医療費適正化計画（平成30年度～令和5年度）との連携を図り、令和5年度までの目標を次のとおり設定します。

- ・後発医薬品の使用を促進します。
- ・特定健診実施率60%以上、特定保健指導実施率60%以上²⁴を目指します。
- ・糖尿病の重症化予防の取組を推進します。
- ・医薬品の適正使用の推進を図ります。

(2) 市町村の取組

- 市町村は、医療費適正化に向けて次の取組を推進します。
 - ・後発医薬品の差額通知などの取組による後発医薬品の普及、啓発
 - ・特定健診及び特定保健指導実施率の向上に当たり、データヘルス計画のPDCAサイクルの実施
 - ・重複、頻回受診者に対する適正受診勧奨の推進
 - ・保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
 - ・「健康いわて21プラン」に基づく生活習慣病予防の取組

(3) 県の取組

- 県は、市町村の取組が促進するよう次の取組を通じた支援を行います。
 - ・市町村職員や医師等を対象とした糖尿病性腎症重症化予防対策研修会の開催
 - ・糖尿病性腎症重症化予防対策における市町村とかかりつけ医療機関との連携強化
 - ・かかりつけ医療機関と糖尿病・腎症専門医との連携体制の構築
 - ・市町村のデータヘルス計画推進（PDCAサイクルの実施）等に当たり、国保データベース（KDB）システムなどの情報基盤等を活用したレセプトデータや健診データ等の分析、分析結果を活用した助言指導の実施
 - ・市町村ごとの健診・医療・介護の連結データ等の分析及び分析結果に基づく市町村支援（地域の個別課題の抽出、保健事業の成果等の評価・見直しの支援、地域の実情に応じた効果的な保健事業の構築支援など）
 - ・先進的な保健事業に取り組むモデル事業の実施及び他市町村への横展開の推進
 - ・保険者協議会の活用
 - ・特別交付金による財政支援

²⁴ 第3期岩手県医療費適正化計画の目標値（特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%）を達成するために、保険者ごとに目標値を設定しています。国は「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」において各保険者全体の目標値（特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%）及び市町村国保の目標値（特定健康診査実施率60%、特定保健指導実施率60%）を定めており、本運営方針における目標値も同じ値とします。

(4) 国保連合会の取組

- 国保連合会は、市町村の取組が促進するよう次の取組を通じた支援を行います。
 - ・保健事業支援・評価委員会の開催（データヘルス計画や個別保健事業計画への外部有識者による助言を実施）
 - ・市町村におけるデータヘルス計画の推進や保健事業と介護予防の一体的な実施に関する研修会等の開催のほか、国保データベース（KDB）システム等の情報基盤の活用を通じた市町村が行う保健事業の効果的な実施に資する支援

2 医療費適正化計画との関係

- 市町村は、第3期岩手県医療費適正化計画の目標について、市町村ごとの実情を踏まえた医療費適正化対策の推進に努めます。（図3-6）

図表3-6 第3期岩手県医療費適正化計画における目標

目 標		現状値 (H29)	目標値 (H35(2023))	
住民の健康の保持の推進に関する目標	〔再掲〕特定健康診査の受診率	㉗ 51.2%	70.0%	
	〔再掲〕特定保健指導の実施率	㉗ 15.6%	45.0%	
	〔再掲〕がん検診受診率（40歳以上（子宮頸がんのみ20歳以上）70歳未満の受診率）	胃	㉘ 46.8%	㉚ 50.0%
		肺	㉘ 56.6%	㉜ 60.0%
		乳	㉘ 50.4%	㉜ 55.0%
		子宮頸	㉘ 46.4%	㉜ 50.0%
		大腸	㉘ 49.2%	㉜ 50.0%
	歯周疾患検診実施市町村数	㉘ 26市町村	㉜ 33市町村	
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率（特定保健指導の対象者のH20年度比減少率）	㉗ 27.7%	㉝ 40.0%	
	〔再掲〕糖尿病腎症による新規透析療法導入患者数（3か年平均）	㉕～㉗ 平均130人	㉜ 122人	
〔再掲〕成人の喫煙率の減少	㉘ 22.6%	㉜ 12.0%		
〔再掲〕受動喫煙の無い職場の実現（受動喫煙防止対策を実施していない職場の割合の低下）	㉘ 36.6%	㉚ 0.0%		
医療の効率的な提供の推進に関する目標	〔再掲〕後発医薬品の使用割合	㉘ 75.1%	㉚ 80.0%	
	重複服薬者に対する取組実施市町村数	㉙ 19市町村	㉝ 27市町村	

資料：第3期岩手県医療費適正化計画

※「現状値」及び「目標値」欄の「㉕」等の表記は、表頭で示している基準年度以外の年度であることを示している

【方針5】保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

国民健康保険の運営に当たり、医療保険以外の保健、介護、福祉分野等の施策と連携した、包括的な支援・サービス提供体制を構築するための取組を定めます。

1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携に関する基本的な考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができるまちづくりを進めるためには、地域の実情に応じた創意工夫により、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域の包括的な支援、サービス提供体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が必要となっています。
このため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に留意し、医療保険以外の保健、介護、福祉分野等の施策との連携について次のとおり取り組みます。

2 市町村の取組

- 市町村は、国保部局として地域の住民が暮らしやすい体制を構築するため次の取組を推進します。
 - ・国保データベース（KDB）システム、レセプトデータを活用した健康事業、介護予防、生活支援の対象となる被保険者の把握と働きかけ
 - ・国保被保険者を含む高齢者などの居場所、拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施
 - ・国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施
 - ・後期高齢者医療制度及び介護保険制度と連携した一体的な健康事業の実施
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた医療、介護、保健、福祉、住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局の参画（庁内での連携）
 - ・地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画又は個々の国保被保険者に対する保健活動・健康事業の実施状況について、地域の医療、介護、保健、福祉サービス関係者との情報共有の仕組みづくり（外部組織との連携）

3 県の取組

- 県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や市町村が担う国民健康保険事業の効率的な実施の確保を念頭に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、次の取組を行います。
 - ・市町村や国保連合会における健康事業の健全な運営に資する、健康、医療情報に係る情報基盤（国保データベース（KDB）システム）などを活用した必要な助言、支援
 - ・県内及び他の都道府県における保健医療サービスと福祉サービスの効果的な連携事例の情報収集、及び市町村への情報提供並びに市町村が関係団体と連携を図る上での支援
 - ・本運営方針と県が定める岩手県保健医療計画（地域医療構想・医療費適正化計画含む）、岩手県健康増進計画「健康いわて 21 プラン」及び岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画「いわていきいきプラン」等、他計画との連携

4 国保連合会の取組

- 国保連合会は、「【方針4】医療費の適正化の取組」記載の取組を通じて、市町村の取組が促進するよう支援を行います。
 - ・保健事業支援・評価委員会の開催（データヘルス計画や個別保健事業計画への外部有識者による助言を実施）【再掲】
 - ・市町村におけるデータヘルス計画の推進や保健事業と介護予防の一体的な実施に関する研修会等の開催のほか、国保データベース（KDB）システム等の情報基盤の活用を通じた市町村が行う保健事業の効果的な実施に資する支援【再掲】

【方針6】市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

市町村が担う事務のうち、広域的に実施することにより効率化することが可能な事務について、県が中心となり、広域化及び効率化を推進するための取組を定めます。

1 市町村事務処理標準システムの導入及び共同利用

- 国は、市町村における事務の広域化・効率化を推進するため、市町村事務処理標準システムの開発及び市町村への財政支援を行い、導入を促進しています。

導入のメリットとして、制度改正の度に生じるシステム改修について、国が主導して改修を行い市町村に提供するため、市町村の改修費用の縮減が図られるほか、都道府県単位でサーバ等の情報通信機器を共同利用するクラウド環境を構築することにより、共同処理や広域化が図られるとともに、市町村における設備の準備・管理費用の縮減、セキュリティ対策の向上も可能となります。

- 本県では、県を事業推進主体、国保連合会を事業運営主体とした、岩手県クラウド（岩手県におけるシステム共同利用クラウド）を令和2年10月から運営しています。令和2年10月時点で、20の市町村が事務処理標準システムを導入し、このうち16市町村は岩手県クラウドを利用しています。

なお、現時点では、全市町村が事務処理標準システムを導入する予定となっており、今後も、円滑な導入の促進や、共同利用クラウドの利用促進及び充実・強化を図っていきます。

2 市町村の個別事務の広域化・効率化

- 岩手県国民健康保険連携会議の下にワーキンググループを設置し、国保連合会と連携を図りながら検討を進めています。

具体的には、優先して協議すべき案件を検討の上、協議案件を決定し、各案件について関係法令や各市町村の事務の実態等を踏まえ、本県の標準的な事務の取扱いについて整理しています。

- これまでに、保険運営の基本となる資格（保険証）管理に関わる事務のほか、以下の案件を優先協議事項として検討を行っています。

- ・資格の取得・喪失の届出
- ・被保険者証と高齢受給者証の一体化
（被保険者証の交付日）
- ・短期被保険者証の交付
- ・高額療養費支給に係る申請勧奨事務及び受付時の領収書の取扱い
- ・医療費通知の発行
- ・葬祭費の支給

- また、国保制度改革に伴い新たに整理する必要が生じた案件（保険給付費等交付金（普通交付金）の交付方法、県による保険給付の点検の実施方針など）についても協議

を行いました。

- 今後も、優先して協議すべき事項を精査の上、効率的な事務の実施に向けて取り組んでいきます。

図表 3-7 国保連合会が実施している主な共同事業

(R 2年 4月 1日現在)

項 目	事 務 等	実施市町村数		
		全県実施	市町村数	
1 保 険 者 事 務 の 共 同 実 施	(1)通知等の作成	被保険者証の作成	—	20
		高齢受給者証の作成	—	13
		被保険者証と高齢受給者証との一体証の作成	—	2
	(2)計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	○	33
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	—	32
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	○	33
	(3)統計資料	事業月報・年報作成に係る各種統計データ提供	○	33
	(4)資格・給付関係	資格管理業務	○	33
		資格・給付確認業務	○	33
		被保険者資格及び異動処理事務	○	33
		給付記録管理業務（給付記録台帳の作成）	○	33
	(5)その他	各種広報事業	○	33
		共同処理データの提供	○	33
		国保保険者標準事務処理システムへの支援	○	33
		交付金等関係事務（結核・精神に係る特調申請データ抽出）	—	27
県及び市町村単独医療費助成事業関係事務		○	33	
2 医 療 費 適 正 化 の 共 同 実 施	医療費通知の実施	—	25	
	後発医薬品差額通知書の実施	—	32	
	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	—	32	
	保険者レセプト点検業務（点検業務）	○	33	
	保険者レセプト点検支援（疑義情報データ提供）	○	33	
	療養費の審査	○	33	
	第三者行為求償事務共同処理事業	○	33	
	医療費適正化に関するデータの提供	○	33	
	国保給付担当職員への研修	○		
国保保険税算定に係る研修会及び支援	○			
3 納 入 の 共 同 実 施	収納担当職員への研修	○		
	保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	○		
4 保 健 事 業 の 共 同 実 施	特定健診の受診促進に係る広報	○		
	特定健診・特定保健指導等の研修・意見交換会の実施	○		
	国保データベース（KDB）システムの利活用に関する研修及び支援	○		
	データヘルス計画及び個別保健事業計画の策定・評価に対する支援	○		
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に対する支援	○		
	保健活動用機材・教材の貸出	○		
	糖尿病性腎症重症化予防の取組の支援	○		

資料：国保連合会調べ

【方針7】 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

国民健康保険事業の運営に係る施策の実施のために必要となる関係市町村相互間の連絡調整、その他県が必要と認める事項について定めます。

1 岩手県国民健康保険連携会議の設置

- 国民健康保険法に基づく運営方針の推進に当たっての意見調整等を行うため、県、市町村、国保連合会で構成する「岩手県国民健康保険連携会議」を引き続き設置します。

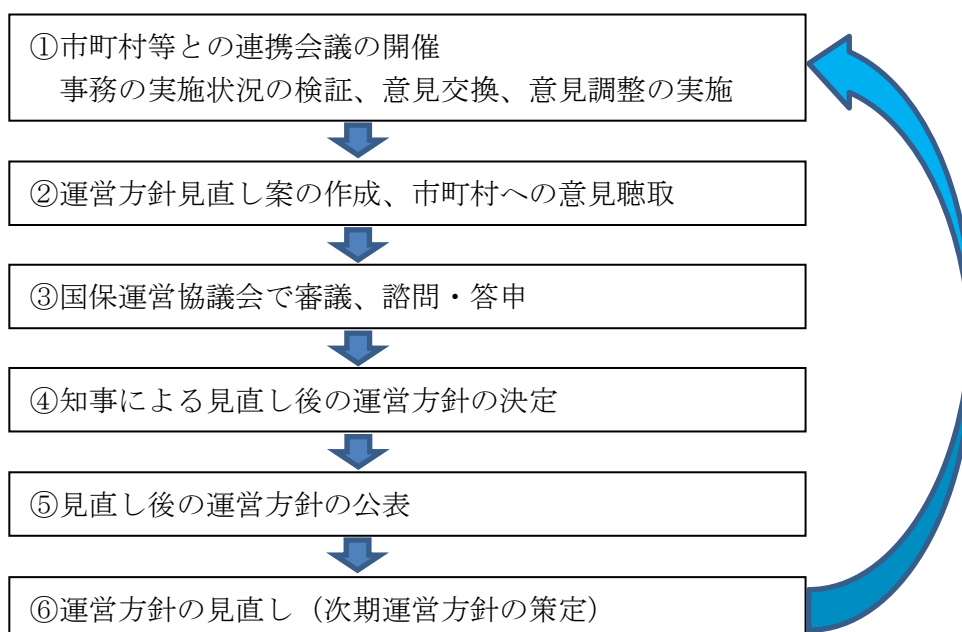
2 PDCAサイクルの実施

- 県は、国民健康保険法に基づき、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況に対する助言・指導監督に併せ、事業の継続的な改善に向けて市町村が行うPDCAサイクル²⁵推進の取組について助言・指導を行います。
- 市町村は、国民健康保険事業の実施に当たり、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組についてのPDCAサイクルを構築し、原則として3年に1回実施する県の助言・指導監督の際にPDCAサイクルの実施状況について県に報告することとします。

3 運営方針の見直し

- 本運営方針は3年ごとに検証を行い、必要な見直し、修正を行うこととします。見直しの際は、下図のような手順を進めます。

図表 3-8 運営方針見直しの手順



²⁵ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を並べたもので、計画から見直しまでを一貫して行い、次の計画に生かそうとする考え方のことです。

資料編

- (1) 納付金額及び標準保険料率算定結果一覧
- (2) 保険者別加入世帯数の推移
- (3) 保険者別被保険者数の推移
- (4) 保険者別医療費の推移
- (5) 保険者別1人当たり医療費の推移
- (6) 平成30年度 保険者別1人当たり医療費（診療種別）
- (7) 平成30年度 保険者別保険税の賦課状況
（一般被保険者医療給付費分）
- (8) 平成30年度 保険者別国保税率の状況
- (9) 平成30年度 保険者別国保税調定額（現年度分）
- (10) 保険者別現年度分収納状況
- (11) 保険者別滞納繰越分収納状況
- (12) 滞納世帯数等の状況
- (13) 保険者別滞納整理状況
- (14) 平成30年度 保険者別レセプト点検状況
- (15) 平成30年度 保険者別医療費通知等実施状況
- (16) 保険者別特定健診実施率等の状況

(1) 納付金額及び標準保険料率算定結果一覧

(県ホームページ掲載資料)

平成30年度納付金額及び標準保険料率算定結果一覧

都道府県標準保険料率					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.25 %	35,553 円	2.32 %	13,133 円	1.95 %	14,562 円

No	市町村名	納付金額	市町村標準保険料率								
			医療分			後期高齢者支援金分			介護分		
			所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
1	盛岡市	7,038,775,003 円	7.02 %	28,809 円	20,122 円	2.36 %	9,696 円	6,772 円	1.89 %	10,034 円	4,563 円
2	宮古市	1,713,238,744 円	6.11 %	25,075 円	17,514 円	2.24 %	9,193 円	6,421 円	2.35 %	12,511 円	5,689 円
3	大船渡市	1,134,286,494 円	6.17 %	25,331 円	17,693 円	2.10 %	8,651 円	6,042 円	1.79 %	9,501 円	4,320 円
4	奥州市	2,798,414,036 円	5.79 %	23,768 円	16,601 円	2.09 %	8,582 円	5,994 円	1.70 %	9,007 円	4,096 円
5	花巻市	2,283,627,412 円	5.85 %	24,032 円	16,785 円	2.04 %	8,374 円	5,849 円	2.01 %	10,687 円	4,860 円
6	北上市	1,999,187,670 円	5.86 %	24,069 円	16,811 円	2.37 %	9,726 円	6,793 円	1.93 %	10,233 円	4,653 円
7	久慈市	1,148,020,421 円	5.10 %	20,948 円	14,631 円	2.39 %	9,815 円	6,855 円	2.54 %	13,503 円	6,140 円
8	遠野市	744,618,493 円	5.65 %	23,178 円	16,188 円	2.16 %	8,888 円	6,208 円	1.76 %	9,367 円	4,259 円
9	一関市	2,988,019,174 円	5.51 %	22,599 円	15,784 円	2.33 %	9,595 円	6,702 円	1.79 %	9,511 円	4,325 円
10	陸前高田市	624,318,213 円	6.30 %	25,853 円	18,057 円	2.22 %	9,140 円	6,384 円	2.37 %	12,617 円	5,737 円
11	釜石市	920,002,630 円	5.85 %	24,021 円	16,778 円	1.68 %	6,903 円	4,822 円	1.76 %	9,335 円	4,245 円
12	二戸市	810,035,753 円	4.95 %	20,305 円	14,182 円	2.33 %	9,576 円	6,688 円	1.72 %	9,144 円	4,158 円
13	八幡平市	763,555,221 円	5.49 %	22,546 円	15,747 円	2.22 %	9,136 円	6,381 円	1.80 %	9,562 円	4,348 円
14	滝沢市	1,263,797,606 円	6.43 %	26,397 円	18,437 円	2.37 %	9,733 円	6,798 円	1.96 %	10,438 円	4,746 円
15	雫石町	503,646,041 円	6.61 %	27,150 円	18,963 円	2.33 %	9,594 円	6,701 円	2.06 %	10,940 円	4,975 円
16	葛巻町	271,140,808 円	5.01 %	20,555 円	14,356 円	2.30 %	9,462 円	6,609 円	1.98 %	10,546 円	4,795 円
17	岩手町	482,257,848 円	6.06 %	24,857 円	17,361 円	2.36 %	9,717 円	6,787 円	1.89 %	10,057 円	4,573 円
18	紫波町	809,366,978 円	5.97 %	24,502 円	17,113 円	2.46 %	10,119 円	7,067 円	1.98 %	10,527 円	4,787 円
19	矢巾町	603,999,398 円	7.14 %	29,292 円	20,459 円	1.62 %	6,675 円	4,662 円	1.39 %	7,409 円	3,369 円
20	西和賀町	149,972,491 円	7.31 %	30,027 円	20,972 円	2.23 %	9,161 円	6,399 円	2.04 %	10,840 円	4,929 円
21	金ヶ崎町	355,967,443 円	6.27 %	25,749 円	17,985 円	2.36 %	9,716 円	6,786 円	1.98 %	10,502 円	4,775 円
22	平泉町	183,612,027 円	4.38 %	17,982 円	12,560 円	2.20 %	9,064 円	6,331 円	1.72 %	9,153 円	4,162 円
23	住田町	187,813,806 円	7.14 %	29,323 円	20,481 円	2.17 %	8,901 円	6,217 円	1.77 %	9,414 円	4,281 円
24	大槌町	413,631,781 円	6.51 %	26,729 円	18,669 円	2.19 %	9,008 円	6,291 円	2.04 %	10,861 円	4,939 円
25	山田町	592,143,409 円	5.86 %	24,055 円	16,801 円	2.13 %	8,760 円	6,119 円	1.75 %	9,304 円	4,231 円
26	岩泉町	316,695,408 円	6.40 %	26,260 円	18,341 円	2.18 %	8,977 円	6,270 円	2.33 %	12,357 円	5,619 円
27	田野畑村	131,581,829 円	5.95 %	24,434 円	17,066 円	2.27 %	9,351 円	6,531 円	1.84 %	9,781 円	4,448 円
28	普代村	128,267,656 円	4.75 %	19,500 円	13,619 円	2.44 %	10,020 円	6,998 円	2.08 %	11,061 円	5,030 円
29	軽米町	320,169,261 円	4.68 %	19,221 円	13,425 円	2.24 %	9,215 円	6,436 円	1.92 %	10,189 円	4,633 円
30	洋野町	647,817,903 円	5.53 %	22,705 円	15,858 円	2.05 %	8,444 円	5,897 円	1.97 %	10,482 円	4,766 円
31	野田村	146,840,651 円	4.43 %	18,187 円	12,703 円	2.28 %	9,368 円	6,543 円	2.12 %	11,269 円	5,124 円
32	九戸村	176,321,959 円	5.20 %	21,331 円	14,898 円	2.26 %	9,280 円	6,482 円	1.84 %	9,759 円	4,438 円
33	一戸町	430,308,618 円	5.65 %	23,183 円	16,192 円	2.34 %	9,617 円	6,717 円	1.83 %	9,709 円	4,415 円
合 計		33,081,452,185 円									

【納付金額】

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用（市町村に対する保険給付費等交付金等）に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の金額。

【都道府県標準保険料率】

全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料の標準的な水準を表す。
所得割と均等割の2方式により算定。

【市町村標準保険料率】

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す。
所得割、均等割及び平等割の3方式により算定。

注）標準保険料率は、保険税の賦課限度額を考慮していないこと、また、保険料率はそれぞれの実情を踏まえて市町村が決定するものであることから、実際の保険料率とは一致しないことがあります。

平成31年度納付金額及び標準保険料率算定結果一覧

都道府県標準保険料率					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.31 %	36,473 円	2.48 %	14,194 円	2.00 %	14,914 円

No	市町村名	納付金額	市町村標準保険料率								
			医療分			後期高齢者支援金分			介護分		
			所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
1	盛岡市	6,877,840,482 円	7.20 %	29,480 円	20,813 円	2.46 %	10,042 円	7,090 円	2.01 %	10,557 円	4,778 円
2	宮古市	1,656,250,312 円	6.80 %	27,853 円	19,664 円	2.28 %	9,303 円	6,568 円	2.22 %	11,702 円	5,296 円
3	大船渡市	1,067,572,980 円	6.37 %	26,085 円	18,416 円	2.26 %	9,214 円	6,505 円	1.91 %	10,042 円	4,545 円
4	奥州市	2,828,123,447 円	5.91 %	24,201 円	17,086 円	2.44 %	9,957 円	7,030 円	1.92 %	10,112 円	4,576 円
5	花巻市	2,174,499,293 円	6.00 %	24,558 円	17,338 円	2.28 %	9,318 円	6,578 円	1.94 %	10,208 円	4,619 円
6	北上市	1,945,675,187 円	6.30 %	25,806 円	18,219 円	2.66 %	10,869 円	7,673 円	1.74 %	9,172 円	4,151 円
7	久慈市	1,083,384,308 円	4.96 %	20,321 円	14,347 円	2.66 %	10,859 円	7,667 円	2.21 %	11,623 円	5,260 円
8	遠野市	719,712,925 円	5.86 %	24,005 円	16,948 円	2.25 %	9,174 円	6,477 円	1.77 %	9,316 円	4,216 円
9	一関市	2,919,773,640 円	5.47 %	22,390 円	15,807 円	2.54 %	10,358 円	7,313 円	1.90 %	9,991 円	4,521 円
10	陸前高田市	651,484,926 円	7.14 %	29,258 円	20,656 円	2.45 %	10,012 円	7,069 円	2.15 %	11,308 円	5,117 円
11	釜石市	850,941,464 円	6.03 %	24,679 円	17,423 円	1.79 %	7,291 円	5,147 円	1.81 %	9,516 円	4,306 円
12	二戸市	758,940,806 円	4.86 %	19,904 円	14,052 円	2.53 %	10,337 円	7,298 円	1.84 %	9,664 円	4,373 円
13	八幡平市	846,088,376 円	6.73 %	27,553 円	19,452 円	2.59 %	10,571 円	7,463 円	2.03 %	10,712 円	4,848 円
14	滝沢市	1,250,157,609 円	6.91 %	28,309 円	19,986 円	2.29 %	9,362 円	6,609 円	1.91 %	10,073 円	4,558 円
15	雫石町	488,300,100 円	6.65 %	27,245 円	19,235 円	2.59 %	10,549 円	7,448 円	2.16 %	11,379 円	5,150 円
16	葛巻町	249,002,372 円	4.85 %	19,845 円	14,011 円	2.50 %	10,210 円	7,209 円	2.00 %	10,549 円	4,774 円
17	岩手町	452,748,067 円	5.34 %	21,881 円	15,448 円	2.59 %	10,585 円	7,473 円	2.08 %	10,972 円	4,965 円
18	紫波町	789,899,760 円	5.97 %	24,437 円	17,252 円	2.72 %	11,093 円	7,831 円	2.20 %	11,580 円	5,240 円
19	矢巾町	598,571,805 円	7.17 %	29,387 円	20,747 円	1.94 %	7,912 円	5,586 円	1.65 %	8,673 円	3,925 円
20	西和賀町	143,745,804 円	7.49 %	30,685 円	21,663 円	2.47 %	10,086 円	7,121 円	2.13 %	11,235 円	5,084 円
21	金ヶ崎町	333,572,384 円	4.07 %	16,685 円	11,779 円	2.66 %	10,855 円	7,663 円	2.11 %	11,084 円	5,016 円
22	平泉町	176,180,653 円	3.83 %	15,691 円	11,078 円	2.47 %	10,076 円	7,114 円	1.64 %	8,617 円	3,899 円
23	住田町	177,404,071 円	7.94 %	32,516 円	22,956 円	2.36 %	9,641 円	6,806 円	1.87 %	9,850 円	4,458 円
24	大槌町	407,499,523 円	7.66 %	31,370 円	22,147 円	2.53 %	10,306 円	7,276 円	2.39 %	12,573 円	5,690 円
25	山田町	631,846,606 円	7.21 %	29,528 円	20,846 円	2.42 %	9,875 円	6,972 円	2.09 %	11,010 円	4,982 円
26	岩泉町	301,218,696 円	4.34 %	17,787 円	12,558 円	2.47 %	10,057 円	7,100 円	2.46 %	12,951 円	5,861 円
27	田野畑村	138,922,158 円	5.33 %	21,833 円	15,414 円	2.66 %	10,839 円	7,653 円	2.13 %	11,226 円	5,080 円
28	普代村	124,036,503 円	4.78 %	19,582 円	13,825 円	2.66 %	10,855 円	7,664 円	2.35 %	12,363 円	5,595 円
29	軽米町	294,399,369 円	4.36 %	17,840 円	12,595 円	2.45 %	10,010 円	7,067 円	1.96 %	10,337 円	4,678 円
30	洋野町	617,971,507 円	5.87 %	24,026 円	16,962 円	2.19 %	8,946 円	6,316 円	2.01 %	10,573 円	4,784 円
31	野田村	140,658,165 円	5.06 %	20,713 円	14,624 円	2.49 %	10,159 円	7,173 円	2.18 %	11,477 円	5,194 円
32	九戸村	170,458,694 円	4.46 %	18,284 円	12,908 円	2.60 %	10,625 円	7,501 円	2.07 %	10,900 円	4,932 円
33	一戸町	392,245,816 円	5.23 %	21,412 円	15,117 円	2.61 %	10,667 円	7,531 円	1.98 %	10,440 円	4,725 円
合 計		32,259,127,808 円									

【納付金額】

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用（市町村に対する保険給付費等交付金等）に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の金額。

【都道府県標準保険料率】

全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料の標準的な水準を表す。
所得割と均等割の2方式により算定。

【市町村標準保険料率】

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す。
所得割、均等割及び平等割の3方式により算定。

注）標準保険料率は、保険税の賦課限度額を考慮していないこと、また、保険料率はそれぞれの実情を踏まえて市町村が決定するものであることから、実際の保険料率とは一致しないことがあります。

令和2年度納付金額及び標準保険料率算定結果一覧

都道府県標準保険料率					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.48 %	37,817 円	2.45 %	14,060 円	2.07 %	15,214 円

No	市町村名	納付金額	市町村標準保険料率								
			医療分			後期高齢者支援金分			介護分		
			所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
1	盛岡市	6,723,621,549 円	7.11 %	29,346 円	20,408 円	2.51 %	10,222 円	7,109 円	2.07 %	10,827 円	5,471 円
2	宮古市	1,544,826,551 円	6.37 %	26,293 円	18,285 円	2.48 %	10,108 円	7,029 円	2.09 %	10,965 円	5,541 円
3	大船渡市	1,006,092,280 円	6.56 %	27,076 円	18,829 円	2.33 %	9,482 円	6,594 円	1.95 %	10,194 円	5,151 円
4	奥州市	2,691,843,917 円	5.88 %	24,246 円	16,861 円	2.47 %	10,074 円	7,006 円	2.08 %	10,884 円	5,499 円
5	花巻市	2,037,267,864 円	6.04 %	24,920 円	17,330 円	2.31 %	9,414 円	6,547 円	1.97 %	10,308 円	5,208 円
6	北上市	1,901,016,506 円	6.52 %	26,901 円	18,708 円	2.56 %	10,418 円	7,245 円	1.88 %	9,856 円	4,980 円
7	久慈市	1,066,816,290 円	5.58 %	22,999 円	15,994 円	2.55 %	10,409 円	7,239 円	2.18 %	11,447 円	5,784 円
8	遠野市	726,341,249 円	6.36 %	26,218 円	18,233 円	1.96 %	7,997 円	5,561 円	1.76 %	9,207 円	4,652 円
9	一関市	2,885,043,766 円	6.04 %	24,903 円	17,318 円	2.46 %	10,020 円	6,968 円	2.08 %	10,888 円	5,502 円
10	陸前高田市	579,834,864 円	7.50 %	30,931 円	21,510 円	2.47 %	10,062 円	6,997 円	2.16 %	11,319 円	5,719 円
11	釜石市	824,431,760 円	6.15 %	25,351 円	17,630 円	1.91 %	7,765 円	5,400 円	1.85 %	9,694 円	4,898 円
12	二戸市	733,418,674 円	5.46 %	22,510 円	15,654 円	2.48 %	10,087 円	7,014 円	2.01 %	10,528 円	5,320 円
13	八幡平市	815,179,456 円	7.08 %	29,210 円	20,314 円	2.36 %	9,633 円	6,699 円	1.97 %	10,300 円	5,204 円
14	滝沢市	1,220,135,092 円	6.94 %	28,647 円	19,922 円	2.27 %	9,232 円	6,420 円	1.93 %	10,126 円	5,116 円
15	雫石町	483,111,860 円	6.90 %	28,453 円	19,787 円	2.51 %	10,230 円	7,114 円	2.17 %	11,362 円	5,741 円
16	葛巻町	248,284,678 円	5.48 %	22,624 円	15,733 円	2.51 %	10,227 円	7,112 円	2.14 %	11,229 円	5,674 円
17	岩手町	450,923,100 円	5.64 %	23,262 円	16,177 円	2.55 %	10,399 円	7,232 円	2.17 %	11,348 円	5,734 円
18	紫波町	751,167,547 円	6.96 %	28,708 円	19,964 円	2.12 %	8,620 円	5,995 円	1.86 %	9,744 円	4,923 円
19	矢巾町	607,114,419 円	7.28 %	30,011 円	20,870 円	1.99 %	8,095 円	5,629 円	1.75 %	9,194 円	4,645 円
20	西和賀町	123,264,032 円	6.63 %	27,332 円	19,008 円	2.44 %	9,931 円	6,906 円	2.12 %	11,093 円	5,605 円
21	金ヶ崎町	325,739,739 円	5.61 %	23,152 円	16,101 円	2.53 %	10,295 円	7,159 円	2.15 %	11,245 円	5,682 円
22	平泉町	187,676,577 円	5.50 %	22,688 円	15,778 円	2.39 %	9,751 円	6,781 円	1.92 %	10,073 円	5,090 円
23	住田町	157,004,460 円	5.60 %	23,110 円	16,071 円	2.38 %	9,718 円	6,758 円	2.09 %	10,929 円	5,522 円
24	大槌町	377,058,341 円	7.45 %	30,715 円	21,360 円	2.38 %	9,709 円	6,752 円	2.07 %	10,837 円	5,476 円
25	山田町	563,047,375 円	6.86 %	28,294 円	19,677 円	2.51 %	10,210 円	7,101 円	2.11 %	11,049 円	5,583 円
26	岩泉町	277,003,452 円	3.64 %	15,025 円	10,449 円	2.52 %	10,273 円	7,144 円	2.08 %	10,908 円	5,512 円
27	田野畑村	139,493,374 円	6.38 %	26,313 円	18,298 円	2.49 %	10,147 円	7,056 円	2.14 %	11,189 円	5,653 円
28	普代村	129,364,915 円	5.68 %	23,439 円	16,300 円	2.38 %	9,713 円	6,755 円	2.07 %	10,847 円	5,481 円
29	軽米町	306,051,157 円	5.80 %	23,916 円	16,632 円	2.50 %	10,193 円	7,088 円	2.16 %	11,294 円	5,706 円
30	洋野町	625,718,438 円	5.94 %	24,498 円	17,037 円	2.43 %	9,885 円	6,874 円	2.19 %	11,483 円	5,802 円
31	野田村	156,610,506 円	6.10 %	25,173 円	17,506 円	2.38 %	9,704 円	6,749 円	2.03 %	10,616 円	5,364 円
32	九戸村	175,330,597 円	5.38 %	22,197 円	15,437 円	2.46 %	10,023 円	6,970 円	2.16 %	11,297 円	5,708 円
33	一戸町	382,595,983 円	5.73 %	23,656 円	16,451 円	2.55 %	10,400 円	7,232 円	2.10 %	11,007 円	5,561 円
合 計		31,222,430,368 円									

【納付金額】

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用（市町村に対する保険給付費等交付金等）に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の金額。

【都道府県標準保険料率】

全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料の標準的な水準を表す。
所得割と均等割の2方式により算定。

【市町村標準保険料率】

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す。
所得割、均等割及び平等割の3方式により算定。

注）標準保険料率は、保険税の賦課限度額を考慮していないこと、また、保険料率はそれぞれの実情を踏まえて市町村が決定するものであることから、実際の保険料率とは一致しないことがあります。

(2) 保険者別加入世帯数の推移

(単位：世帯)

保険者番号	保険者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
001	盛岡市	39,678	38,921	37,594	36,645	36,025
002	宮古市	9,699	9,342	8,949	8,639	8,240
003	大船渡市	6,398	6,167	5,934	5,724	5,538
004	奥州市	17,939	17,238	16,534	16,021	15,633
005	花巻市	13,817	13,544	13,072	12,714	12,350
006	北上市	12,228	11,895	11,538	11,193	11,009
007	久慈市	6,147	5,921	5,752	5,573	5,308
008	遠野市	4,606	4,392	4,230	4,052	3,923
009	一関市	18,766	18,249	17,622	17,052	16,733
010	陸前高田市	3,440	3,309	3,150	3,044	2,944
011	釜石市	6,106	5,887	5,625	5,384	5,171
013	二戸市	4,930	4,729	4,586	4,432	4,215
014	雫石町	2,673	2,584	2,490	2,400	2,337
015	葛巻町	1,341	1,284	1,227	1,176	1,144
016	岩手町	2,470	2,379	2,301	2,215	2,166
017	八幡平市	4,349	4,139	4,050	3,965	3,858
018	滝沢市	6,891	6,786	6,641	6,556	6,479
021	紫波町	4,503	4,475	4,362	4,296	4,177
022	矢巾町	3,208	3,233	3,152	3,140	3,133
030	西和賀町	918	875	848	786	740
031	金ヶ崎町	2,091	2,023	1,984	1,932	1,875
036	平泉町	1,229	1,203	1,177	1,135	1,101
043	住田町	964	924	889	839	821
045	大槌町	2,279	2,212	2,154	2,091	2,003
048	山田町	3,380	3,212	3,042	2,913	2,779
049	岩泉町	1,842	1,759	1,701	1,613	1,557
050	田野畑村	657	648	640	636	606
051	普代村	560	549	523	523	501
054	軽米町	1,860	1,801	1,696	1,612	1,554
055	洋野町	3,619	3,443	3,262	3,055	2,955
056	野田村	806	770	739	702	675
059	九戸村	1,073	1,029	1,005	958	933
062	一戸町	2,510	2,398	2,363	2,249	2,162
	合計	192,977	187,320	180,832	175,265	170,645

※数値は年度末

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

(3) 保険者別被保険者数の推移

(単位：人)

保険者番号	保険者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
001	盛岡市	62,585	60,478	57,635	55,455	53,901
002	宮古市	16,155	15,260	14,357	13,713	12,869
003	大船渡市	10,985	10,328	9,736	9,265	8,798
004	奥州市	30,384	28,529	26,882	25,645	24,661
005	花巻市	22,870	22,091	20,967	20,074	19,235
006	北上市	20,001	19,173	18,348	17,594	17,035
007	久慈市	10,601	10,027	9,573	9,082	8,508
008	遠野市	7,720	7,301	6,947	6,488	6,182
009	一関市	32,006	30,473	28,881	27,514	26,634
010	陸前高田市	5,944	5,604	5,188	4,948	4,701
011	釜石市	9,285	8,881	8,371	7,936	7,534
013	二戸市	8,594	8,081	7,634	7,225	6,753
014	雫石町	4,710	4,479	4,244	4,035	3,841
015	葛巻町	2,420	2,289	2,148	2,044	1,943
016	岩手町	4,461	4,230	4,018	3,798	3,636
017	八幡平市	7,635	7,146	6,832	6,619	6,356
018	滝沢市	11,703	11,376	11,023	10,683	10,394
021	紫波町	7,825	7,601	7,302	7,112	6,843
022	矢巾町	5,529	5,444	5,252	5,183	5,084
030	西和賀町	1,461	1,387	1,354	1,226	1,136
031	金ヶ崎町	3,548	3,401	3,261	3,178	3,030
036	平泉町	2,149	2,060	1,966	1,870	1,800
043	住田町	1,570	1,494	1,398	1,319	1,266
045	大槌町	3,627	3,485	3,383	3,257	3,078
048	山田町	6,006	5,587	5,198	4,900	4,611
049	岩泉町	2,996	2,827	2,663	2,505	2,404
050	田野畑村	1,202	1,142	1,121	1,074	1,024
051	普代村	1,072	1,043	960	928	871
054	軽米町	3,456	3,231	3,014	2,823	2,666
055	洋野町	6,843	6,275	5,789	5,257	4,961
056	野田村	1,474	1,396	1,302	1,198	1,143
059	九戸村	1,973	1,849	1,779	1,703	1,655
062	一戸町	4,118	3,909	3,773	3,541	3,349
	合計	322,908	307,877	292,299	279,192	267,902

※数値は年度末

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

(4) 保険者別医療費の推移

(単位：千円)

保険者番号	保険者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
001	盛岡市	22,533,174	23,140,148	22,431,897	21,886,047	21,542,514
002	宮古市	6,239,154	6,315,813	5,744,465	5,770,298	5,653,908
003	大船渡市	4,077,094	4,080,176	3,804,323	3,779,273	3,621,112
004	奥州市	9,891,172	9,907,192	9,407,985	9,395,425	9,251,512
005	花巻市	8,111,585	7,959,260	7,730,403	7,507,614	7,411,939
006	北上市	6,537,144	6,566,064	6,404,313	6,314,161	6,220,994
007	久慈市	3,475,051	3,482,613	3,264,641	3,210,849	3,286,954
008	遠野市	2,812,294	2,887,539	2,837,124	2,710,782	2,564,486
009	一関市	10,435,072	10,559,069	10,160,180	9,975,312	9,996,854
010	陸前高田市	2,321,061	2,152,327	2,124,956	2,003,559	1,995,330
011	釜石市	3,973,710	3,948,021	3,813,003	3,638,581	3,582,438
013	二戸市	2,872,607	2,776,556	2,785,673	2,557,903	2,421,292
014	雫石町	1,790,399	1,765,684	1,699,587	1,614,941	1,467,172
015	葛巻町	886,367	832,943	790,701	793,267	699,935
016	岩手町	1,435,717	1,431,150	1,387,820	1,352,134	1,301,965
017	八幡平市	2,811,145	2,885,350	2,787,226	2,759,819	2,678,219
018	滝沢市	4,157,555	4,237,199	4,168,783	4,059,578	3,873,101
021	紫波町	2,925,690	2,952,017	2,986,191	2,971,711	2,804,380
022	矢巾町	2,199,751	2,182,176	2,079,606	2,132,884	2,055,525
030	西和賀町	532,935	592,600	532,490	501,749	481,153
031	金ヶ崎町	1,195,974	1,224,965	1,115,179	1,122,083	1,031,840
036	平泉町	686,469	675,309	649,376	652,683	593,805
043	住田町	726,639	648,147	620,727	554,607	571,164
045	大槌町	1,556,419	1,570,412	1,555,971	1,544,132	1,404,559
048	山田町	2,185,684	2,213,045	2,007,846	1,875,340	1,745,125
049	岩泉町	1,130,220	1,118,015	1,102,764	1,060,266	945,788
050	田野畑村	397,582	460,212	432,750	466,409	476,005
051	普代村	316,555	302,149	325,213	317,755	305,248
054	軽米町	999,898	1,005,997	1,040,166	1,052,942	924,237
055	洋野町	2,022,876	2,131,767	2,035,805	1,951,096	1,846,244
056	野田村	458,559	479,615	426,340	430,458	462,324
059	九戸村	580,816	576,330	544,578	567,445	501,235
062	一戸町	1,397,117	1,367,958	1,295,551	1,281,794	1,287,164
	合計	113,673,484	114,427,816	110,093,633	107,812,895	105,005,522

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

(5) 保険者別1人当たり医療費の推移

(単位：円)

保険者番号	保険者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
001	盛岡市	352,400	371,980	375,454	383,676	389,705
002	宮古市	376,079	400,673	386,027	410,580	424,595
003	大船渡市	364,189	383,259	381,118	398,742	401,899
004	奥州市	316,012	333,542	336,156	355,928	364,534
005	花巻市	342,695	351,542	353,794	362,564	373,134
006	北上市	319,931	335,106	336,343	350,281	356,075
007	久慈市	315,398	335,350	330,496	345,364	372,797
008	遠野市	355,177	380,089	394,483	401,419	404,557
009	一関市	317,031	335,667	338,526	351,826	366,239
010	陸前高田市	376,673	370,963	390,976	395,726	410,056
011	釜石市	418,197	434,039	439,742	444,217	460,527
013	二戸市	322,403	329,836	346,951	340,282	343,787
014	雫石町	372,534	382,846	389,456	390,460	369,938
015	葛巻町	352,994	351,453	352,834	376,134	347,190
016	岩手町	309,756	326,747	332,970	343,967	346,360
017	八幡平市	354,004	384,867	393,954	405,319	408,390
018	滝沢市	347,215	365,749	368,951	371,450	364,802
021	紫波町	365,620	379,290	393,179	406,638	397,559
022	矢巾町	386,532	394,037	384,898	406,651	398,589
030	西和賀町	352,704	412,100	381,713	377,539	390,864
031	金ヶ崎町	329,469	348,894	333,586	347,502	333,713
036	平泉町	312,315	320,964	320,363	337,130	318,565
043	住田町	440,922	419,513	421,689	406,008	441,053
045	大槌町	421,794	440,879	452,054	467,635	443,919
048	山田町	350,101	383,410	374,110	376,272	369,887
049	岩泉町	365,176	384,859	400,714	412,876	382,910
050	田野畑村	324,557	397,420	390,922	428,685	456,819
051	普代村	281,633	283,975	319,149	334,127	338,413
054	軽米町	281,424	300,208	330,947	361,711	334,747
055	洋野町	286,000	326,808	335,222	357,474	359,052
056	野田村	297,765	333,066	316,511	345,749	397,186
059	九戸村	288,246	299,859	299,219	324,069	298,710
062	一戸町	325,592	338,603	333,991	346,150	368,077
	県平均	342,441	360,505	363,302	375,436	380,999

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(6) 平成30年度 保険者別1人当たり医療費(診療種別)

(単位：%)

保険者番号	保険者名	1人当たり医療費(円)				
		入院	入院外	歯科	計	対前年比
001	盛岡市	140,274	130,045	29,375	299,695	101.90
002	宮古市	174,912	139,555	21,182	335,648	105.00
003	大船渡市	157,600	119,984	22,478	300,061	102.48
004	奥州市	132,111	124,292	25,984	282,387	104.10
005	花巻市	129,255	129,807	24,485	283,547	105.21
006	北上市	117,281	133,040	24,557	274,878	102.95
007	久慈市	157,726	120,096	20,368	298,191	109.16
008	遠野市	170,366	120,380	23,217	313,963	96.71
009	一関市	140,817	125,188	21,345	287,350	105.34
010	陸前高田市	169,149	117,049	24,862	311,059	106.03
011	釜石市	191,482	132,752	25,216	349,449	104.59
013	二戸市	117,071	115,181	20,214	252,465	101.39
014	雫石町	138,886	120,377	19,161	278,424	93.72
015	葛巻町	133,603	106,078	20,568	260,249	91.45
016	岩手町	134,726	120,350	24,580	279,655	101.04
017	八幡平市	156,679	135,846	21,306	313,832	100.97
018	滝沢市	120,832	130,695	25,823	277,350	98.50
021	紫波町	153,603	123,811	26,623	304,037	97.11
022	矢巾町	151,072	120,076	32,572	303,720	97.24
030	西和賀町	152,552	112,070	32,119	296,740	106.09
031	金ヶ崎町	104,293	126,245	22,909	253,447	96.41
036	平泉町	109,213	112,015	23,695	244,923	93.71
043	住田町	194,781	114,374	25,034	334,189	111.81
045	大槌町	181,455	122,787	26,793	331,035	94.31
048	山田町	145,324	114,672	18,941	278,937	98.33
049	岩泉町	151,165	115,278	24,516	290,959	90.91
050	田野畑村	219,327	114,268	25,618	359,212	104.69
051	普代村	144,526	116,782	20,655	281,962	101.41
054	軽米町	132,314	97,770	18,119	248,203	90.74
055	洋野町	147,148	113,071	20,636	280,856	99.89
056	野田村	169,791	122,012	22,186	313,989	118.21
059	九戸村	108,851	90,688	21,181	220,720	90.07
062	一戸町	131,092	127,839	25,624	284,555	108.69
	県平均	142,749	125,793	24,694	293,236	102.17

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(7) 平成30年度 保険者別保険税の賦課状況（一般被保険者医療給付費分）
 (単位：%)

保険者番号	保険者名	応能割	応益割		均等割	平等割	
			所得割	資産割			
001	盛岡市	56.13	56.13	—	43.87	25.99	17.88
002	宮古市	55.03	51.33	3.70	44.97	26.87	18.10
003	大船渡市	55.43	51.41	4.02	44.57	25.79	18.78
004	奥州市	52.55	52.55	—	47.45	27.21	20.23
005	花巻市	53.75	53.75	—	46.25	29.01	17.24
006	北上市	52.74	52.74	—	47.26	29.38	17.87
007	久慈市	57.64	52.13	5.51	42.36	25.88	16.48
008	遠野市	54.26	54.26	—	45.74	28.40	17.34
009	一関市	50.62	50.62	—	49.38	30.97	18.41
010	陸前高田市	56.92	50.68	6.24	43.08	24.55	18.54
011	釜石市	52.61	49.40	3.20	47.39	26.87	20.52
013	二戸市	52.50	50.45	2.05	47.50	27.18	20.33
014	雫石町	55.39	53.65	1.74	44.61	23.39	21.22
015	葛巻町	56.39	49.96	6.43	43.61	23.99	19.62
016	岩手町	59.51	58.38	1.13	40.49	24.62	15.87
017	八幡平市	56.84	49.88	6.96	43.16	24.67	18.49
018	滝沢市	52.43	52.43	—	47.57	27.62	19.95
021	紫波町	44.82	44.82	—	55.18	39.35	15.83
022	矢巾町	53.40	47.99	5.42	46.60	26.76	19.84
030	西和賀町	54.72	46.42	8.30	45.28	27.24	18.04
031	金ヶ崎町	52.12	52.12	—	47.88	28.53	19.35
036	平泉町	52.95	46.56	6.39	47.05	30.72	16.33
043	住田町	48.89	44.16	4.72	51.11	34.57	16.54
045	大槌町	59.24	55.70	3.53	40.76	21.59	19.17
048	山田町	53.27	53.27	—	46.73	30.34	16.38
049	岩泉町	54.29	48.17	6.12	45.71	28.98	16.73
050	田野畑村	56.57	47.77	8.80	43.43	28.25	15.18
051	普代村	61.63	61.63	—	38.37	21.99	16.38
054	軽米町	55.72	50.05	5.67	44.28	25.02	19.27
055	洋野町	54.49	48.71	5.78	45.51	26.79	18.72
056	野田村	53.40	53.40	—	46.60	26.39	20.21
059	九戸村	53.29	48.82	4.47	46.71	26.11	20.61
062	一戸町	53.39	48.73	4.67	46.61	24.43	22.17
	県平均	54.23	52.58	1.65	45.77	27.40	18.37

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(8) 平成30年度 保険者別国保税率の状況

保険者番号	保険者名	医療分				高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
001	盛岡市	8.40	—	22,000	23,900	2.60	—	6,200	7,100	2.50	—	6,400	6,700
002	宮古市	7.30	12.00	19,700	22,200	2.10	4.80	5,700	6,200	2.10	4.90	6,900	6,400
003	大船渡市	6.60	12.40	19,000	22,000	2.30	5.00	6,000	7,000	2.20	5.00	8,000	6,000
004	奥州市	5.10	—	14,400	18,000	2.30	—	6,600	7,800	1.78	—	6,600	6,000
005	花巻市	6.50	—	16,500	16,300	2.00	—	6,900	5,600	2.00	—	7,500	7,800
006	北上市	6.60	—	19,000	19,000	3.00	—	7,600	7,700	2.50	—	7,400	7,500
007	久慈市	6.50	17.60	19,300	20,300	1.80	5.00	5,000	6,200	1.20	6.00	7,100	8,500
008	遠野市	7.20	—	19,400	20,400	1.50	—	6,500	4,000	1.80	—	7,000	7,200
009	一関市	6.56	—	19,000	18,200	2.83	—	7,800	7,400	2.29	—	8,300	5,400
010	陸前高田市	6.00	23.20	17,500	22,500	2.00	7.80	7,500	6,500	1.30	8.00	6,500	6,500
011	釜石市	6.40	11.00	16,000	19,000	1.90	1.00	4,400	5,000	2.50	6.00	5,400	6,000
013	二戸市	6.80	5.00	18,000	22,000	2.20	2.00	7,000	7,000	1.90	3.00	9,000	6,000
014	雫石町	7.00	5.00	17,000	26,000	2.00	3.00	8,000	7,500	1.70	3.00	7,000	6,000
015	葛巻町	5.00	25.00	17,000	24,000	1.70	9.50	5,600	7,800	1.50	10.00	8,000	7,000
016	岩手町	7.60	4.56	21,000	24,500	2.40	1.62	6,100	8,100	2.00	1.67	8,100	7,300
017	八幡平市	7.00	26.00	20,000	26,000	2.30	5.00	7,000	6,500	1.80	7.00	7,700	7,000
018	滝沢市	8.10	—	21,400	26,400	2.20	—	6,200	6,800	2.20	—	9,200	4,600
021	紫波町	6.00	—	24,600	17,200	2.50	—	10,200	7,100	2.00	—	10,600	4,800
022	矢巾町	7.20	13.00	20,500	26,200	1.70	3.10	4,000	6,000	1.50	3.90	6,100	6,200
030	西和賀町	7.00	28.00	19,000	20,000	2.20	8.50	7,000	7,000	1.80	8.40	6,000	7,000
031	金ヶ崎町	7.50	—	19,000	22,000	2.00	—	7,000	6,000	2.00	—	5,000	5,000
036	平泉町	6.00	19.10	20,000	18,000	2.40	10.00	8,000	7,000	2.40	12.00	11,000	7,000
043	住田町	6.00	17.50	22,700	17,000	3.00	8.50	11,200	8,400	2.00	8.00	11,100	5,800
045	大槌町	7.70	20.00	14,000	20,000	3.00	15.00	8,000	8,000	2.00	10.00	6,500	5,000
048	山田町	7.10	—	21,700	20,600	2.60	—	8,200	7,800	2.50	—	9,800	6,200
049	岩泉町	5.90	30.00	18,000	17,000	1.80	—	6,000	4,500	2.80	—	13,500	—
050	田野畑村	5.55	39.00	19,000	18,000	2.00	14.80	7,000	6,200	1.95	17.00	9,600	5,700
051	普代村	5.60	—	16,800	23,200	2.10	—	6,200	6,800	1.00	—	6,000	5,000
054	軽米町	5.60	18.00	17,000	23,000	1.70	9.00	6,000	6,500	1.20	7.00	5,500	6,500
055	洋野町	5.10	21.00	17,400	21,000	2.70	9.00	7,800	9,000	1.20	6.00	6,000	4,800
056	野田村	5.20	—	19,000	26,000	1.60	—	5,000	6,000	1.00	—	6,000	3,000
059	九戸村	4.70	11.00	13,500	19,000	2.20	10.00	7,000	9,000	1.40	7.00	5,000	7,000
062	一戸町	5.90	16.00	16,800	24,000	1.50	4.00	4,200	6,000	1.70	8.60	7,000	8,000

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(9) 平成30年度 保険者別国保税調定額 (現年度分)

(単位：円)

保険者番号	保険者名	1世帯当たり保険税調定額	被保険者1人当たり保険税調定額
001	盛岡市	141,226	93,771
002	宮古市	131,429	83,629
003	大船渡市	142,712	89,365
004	奥州市	111,310	69,951
005	花巻市	110,465	70,298
006	北上市	131,355	84,026
007	久慈市	133,790	82,881
008	遠野市	118,953	75,061
009	一関市	125,050	77,849
010	陸前高田市	140,287	87,268
011	釜石市	99,492	68,029
013	二戸市	126,218	77,903
014	雫石町	148,153	89,019
015	葛巻町	147,362	85,596
016	岩手町	167,496	98,296
017	八幡平市	153,128	91,858
018	滝沢市	142,798	88,500
021	紫波町	131,352	79,567
022	矢巾町	139,155	85,188
030	西和賀町	122,045	77,728
031	金ヶ崎町	124,387	76,756
036	平泉町	138,209	83,415
043	住田町	129,440	83,461
045	大槌町	129,007	83,382
048	山田町	149,748	89,918
049	岩泉町	106,163	68,125
050	田野畑村	141,740	84,473
051	普代村	172,964	97,604
054	軽米町	133,760	77,175
055	洋野町	148,125	87,170
056	野田村	146,090	85,721
059	九戸村	125,778	71,209
062	一戸町	118,091	75,643
	県平均	130,834	82,683

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(10) 保険者別現年度分収納状況

(単位：千円、%)

保険者名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	調定額 (賦課額)	収入額	収納率	調定額 (賦課額)	収入額	収納率	調定額 (賦課額)	収入額	収納率
市町村計	25,423,251	23,842,027	93.78	24,381,251	22,971,909	94.22	22,787,559	21,573,280	94.67
001 盛岡市	5,527,004	4,953,374	89.62	5,323,597	4,827,373	90.68	5,183,543	4,739,543	91.43
002 宮古市	1,221,485	1,182,876	96.84	1,155,345	1,126,071	97.47	1,113,597	1,092,254	98.08
003 大船渡市	869,498	821,172	94.44	843,955	801,089	94.92	805,181	761,442	94.57
004 奥州市	2,252,897	2,117,825	94.00	2,198,922	2,066,507	93.98	1,775,280	1,686,596	95.00
005 花巻市	1,686,539	1,605,986	95.22	1,636,786	1,566,797	95.72	1,396,394	1,347,914	96.53
006 北上市	1,595,042	1,472,395	92.31	1,501,712	1,385,138	92.24	1,468,019	1,355,142	92.31
007 久慈市	786,389	738,607	93.92	733,124	694,621	94.75	730,761	697,467	95.44
008 遠野市	554,260	519,609	93.75	524,030	497,211	94.88	475,812	448,276	94.21
009 一関市	2,449,093	2,323,748	94.88	2,339,690	2,222,132	94.98	2,124,969	2,029,147	95.49
010 陸前高田市	431,879	421,266	97.54	407,995	394,506	96.69	424,648	413,993	97.49
011 釜石市	595,555	573,515	96.30	542,624	525,052	96.76	529,200	513,340	97.00
013 二戸市	698,606	658,140	94.21	651,235	615,668	94.54	548,392	522,461	95.27
014 雫石町	355,940	339,348	95.34	348,787	334,491	95.90	353,049	336,218	95.23
015 葛巻町	186,022	180,895	97.24	183,843	178,887	97.30	172,561	167,370	96.99
016 岩手町	405,857	379,374	93.47	391,176	366,219	93.62	369,496	349,672	94.63
017 八幡平市	621,803	589,502	94.81	627,680	600,921	95.74	602,406	579,772	96.24
018 滝沢市	1,001,800	963,448	96.17	969,662	929,733	95.88	939,608	908,025	96.64
021 紫波町	614,195	575,522	93.70	593,674	560,454	94.40	561,266	529,415	94.33
022 矢巾町	466,811	458,072	98.13	458,614	450,251	98.18	439,313	434,555	98.92
030 西和賀町	112,594	110,714	98.33	109,114	107,344	98.38	95,684	93,709	97.94
031 金ヶ崎町	286,821	275,158	95.93	268,079	256,806	95.80	237,330	228,369	96.22
036 平泉町	171,522	168,068	97.99	164,882	161,077	97.69	155,485	152,649	98.18
043 住田町	138,480	135,067	97.54	128,133	125,599	98.02	108,082	106,149	98.21
045 大槌町	283,012	265,286	93.74	268,456	255,884	95.32	263,820	250,646	95.01
048 山田町	426,202	399,844	93.82	445,986	416,946	93.49	424,235	397,933	93.80
049 岩泉町	183,432	177,833	96.95	182,334	177,867	97.55	168,268	164,100	97.52
050 田野畑村	94,640	92,351	97.58	92,043	89,794	97.56	88,021	85,180	96.77
051 普代村	84,912	81,203	95.63	85,416	81,704	95.65	88,039	83,842	95.23
054 軽米町	241,582	231,591	95.86	225,544	216,746	96.10	213,080	205,544	96.46
055 洋野町	547,339	518,384	94.71	473,061	449,837	95.09	448,227	422,686	94.30
056 野田村	104,625	99,640	95.24	97,956	94,182	96.15	99,779	97,331	97.55
059 九戸村	124,518	121,106	97.26	122,416	119,041	97.24	119,489	116,222	97.27
062 一戸町	302,899	291,108	96.11	285,380	275,962	96.70	264,523	256,318	96.90

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

(11) 保険者別滞納繰越分収納状況

(単位：千円、%)

保険者名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	調定額 (賦課額)	収入額	収納率	調定額 (賦課額)	収入額	収納率	調定額 (賦課額)	収入額	収納率
市町村計	7,348,330	1,729,116	23.53	6,485,870	1,574,518	24.28	5,702,230	1,465,301	25.70
001 盛岡市	2,646,452	619,504	23.41	2,230,346	554,710	24.87	1,893,962	537,498	28.38
002 宮古市	103,893	38,210	36.78	89,020	28,294	31.78	77,772	27,679	35.59
003 大船渡市	114,270	31,033	27.16	122,960	29,321	23.85	125,679	31,977	25.44
004 奥州市	745,534	197,221	26.45	663,481	154,849	23.34	591,531	137,716	23.28
005 花巻市	368,015	130,632	35.50	280,504	107,788	38.43	224,839	84,259	37.48
006 北上市	539,961	113,798	21.08	507,536	109,883	21.65	483,089	101,324	20.97
007 久慈市	188,086	59,402	31.58	152,404	48,322	31.71	123,600	38,670	31.29
008 遠野市	121,899	31,021	25.45	116,633	35,127	30.12	99,280	32,955	33.19
009 一関市	757,795	128,940	17.02	690,998	132,596	19.19	616,064	117,186	19.02
010 陸前高田市	37,489	10,577	28.21	36,951	9,016	24.40	39,019	11,899	30.49
011 釜石市	77,940	18,076	23.19	71,866	15,688	21.83	59,044	14,116	23.91
013 二戸市	202,094	51,601	25.53	165,327	51,476	31.14	125,960	51,624	40.98
014 雫石町	47,971	11,425	23.82	51,378	12,287	23.91	49,765	13,109	26.34
015 葛巻町	55,407	6,538	11.80	53,820	9,910	18.41	49,021	5,330	10.87
016 岩手町	75,957	12,618	16.61	82,423	12,820	15.55	82,020	15,470	18.86
017 八幡平市	162,980	38,231	23.46	149,288	36,342	24.34	138,201	34,229	24.77
018 滝沢市	211,688	55,569	26.25	168,850	50,259	29.77	145,118	51,377	35.40
021 紫波町	141,328	31,123	22.02	131,217	34,496	26.29	112,159	32,000	28.53
022 矢巾町	38,661	7,693	19.90	38,975	8,278	21.24	37,936	6,864	18.09
030 西和賀町	8,548	2,514	29.40	5,229	2,310	44.18	3,460	1,446	41.80
031 金ヶ崎町	39,231	10,392	26.49	38,653	11,370	29.42	36,484	6,629	18.17
036 平泉町	32,255	9,196	28.51	24,756	9,738	39.34	18,528	7,134	38.50
043 住田町	14,467	3,567	24.66	13,986	2,284	16.33	12,492	1,740	13.93
045 大槌町	74,336	30,432	40.94	59,679	15,910	26.66	52,994	16,426	31.00
048 山田町	140,549	19,651	13.98	144,920	19,701	13.59	148,588	22,907	15.42
049 岩泉町	13,093	3,093	23.62	13,223	3,395	25.68	12,202	2,590	21.23
050 田野畑村	4,412	2,029	45.98	4,289	2,506	58.43	3,967	1,202	30.30
051 普代村	16,253	2,124	13.07	17,779	2,653	14.92	18,812	3,529	18.76
054 軽米町	86,914	7,875	9.06	86,383	9,672	11.20	81,548	11,031	13.53
055 洋野町	144,350	24,137	16.72	145,618	32,234	22.14	126,510	26,677	21.09
056 野田村	34,010	3,114	9.15	35,656	5,607	15.72	28,355	6,122	21.59
059 九戸村	15,667	4,502	28.74	13,551	3,606	26.61	12,714	3,023	23.77
062 一戸町	86,823	13,277	15.29	78,171	12,068	15.44	71,518	9,563	13.37

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

(12) 滞納世帯数等の状況

(令和元年6月1日現在)

保険者	国保加入世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証		資格証明書			
			割合	交付世帯	割合	交付世帯		
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
001	盛岡市	世帯 35,987	世帯 5,339	% 14.84	世帯 0	% 0.00	世帯 2	% 0.01
002	宮古市	8,147	278	3.41	144	1.77	8	0.10
003	大船渡市	5,489	424	7.72	178	3.24	1	0.02
004	奥州市	15,769	987	6.26	464	2.94	9	0.06
005	花巻市	12,469	1,047	8.40	396	3.18	7	0.06
006	北上市	11,040	868	7.86	378	3.42	1	0.01
007	久慈市	5,313	405	7.62	250	4.71	0	0.00
008	遠野市	3,982	433	10.87	94	2.36	4	0.10
009	一関市	16,818	1,203	7.15	641	3.81	27	0.16
010	陸前高田市	2,981	186	6.24	54	1.81	0	0.00
011	釜石市	5,225	202	3.87	108	2.07	2	0.04
013	二戸市	4,252	314	7.38	150	3.53	0	0.00
014	雫石町	2,367	248	10.48	61	2.58	17	0.72
015	葛巻町	1,146	68	5.93	23	2.01	5	0.44
016	岩手町	2,156	194	9.00	151	7.00	0	0.00
017	八幡平市	3,920	372	9.49	140	3.57	9	0.23
018	滝沢市	6,479	321	4.95	108	1.67	23	0.35
021	紫波町	4,242	359	8.46	118	2.78	0	0.00
022	矢巾町	3,162	52	1.64	58	1.83	0	0.00
030	西和賀町	775	27	3.48	2	0.26	4	0.52
031	金ヶ崎町	1,914	122	6.37	62	3.24	0	0.00
036	平泉町	1,106	72	6.51	13	1.18	0	0.00
043	住田町	828	27	3.26	22	2.66	2	0.24
045	大槌町	2,005	104	5.19	43	2.14	0	0.00
048	山田町	2,612	160	6.13	160	6.13	0	0.00
049	岩泉町	1,564	63	4.03	5	0.32	0	0.00
050	田野畑村	588	29	4.93	21	3.57	0	0.00
051	普代村	568	34	5.99	20	3.52	0	0.00
054	軽米町	1,559	113	7.25	67	4.30	0	0.00
055	洋野町	2,963	249	8.40	120	4.05	0	0.00
056	野田村	684	23	3.36	16	2.34	0	0.00
059	九戸村	927	34	3.67	13	1.40	0	0.00
062	一戸町	2,183	127	5.82	92	4.21	0	0.00
	合計	171,220	14,484	8.46	4,172	2.44	121	0.07

資料：厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(13) 保険者別滞納整理状況

市町村	平成29年度差 押額 (円)	平成30年度差 押額 (円)	主な差押物件							
			預貯金	給与	税等の還 付金	保険の払 戻し金	不動産	動産	その他	
001	盛岡市	222,719,614	369,817,275	○	○	○	○	○	○	○
002	宮古市	10,651,888	26,539,547	○	○	○	○	○	○	○
003	大船渡市	10,750,689	9,303,248	○	○		○			○
004	奥州市	195,511,527	187,938,119	○	○	○	○	○	○	○
005	花巻市	68,659,956	55,264,217	○	○	○	○	○	○	
006	北上市	78,180,215	74,562,424	○	○	○	○	○	○	
007	久慈市	40,550,053	22,588,235	○	○	○	○	○	○	○
008	遠野市	114,767,196	61,857,053	○	○	○	○	○		○
009	一関市	177,248,833	95,401,049	○	○	○	○	○	○	○
010	陸前高田市	383,700	23,799,646	○		○	○	○		○
011	釜石市	7,369,228	11,137,971	○	○	○	○	○		○
013	二戸市	50,877,085	36,343,702	○	○	○		○	○	○
014	雫石町	15,598,645	5,270,000	○	○	○		○		○
015	葛巻町	26,331,149	9,543,718		○	○				
016	岩手町	12,721,843	3,090,733			○				
017	八幡平市	28,432,956	31,457,904	○	○	○	○	○		○
018	滝沢市	17,437,021	43,907,804	○	○	○	○	○	○	○
021	紫波町	18,073,451	10,296,878	○	○	○	○	○		○
022	矢巾町	15,649,101	18,181,037	○		○			○	
030	西和賀町	907,050	911,900		○			○		
031	金ヶ崎町	1,627,136	816,888		○	○				○
036	平泉町	8,068,550	4,869,748	○	○	○		○	○	○
043	住田町	4,774,000	8,528,407		○	○		○		○
045	大槌町	7,730,123	8,522,777		○		○	○		○
048	山田町	20,614,009	43,383,297	○	○	○	○			○
049	岩泉町	2,164,800	904,900	○	○	○				
050	田野畑村	256,000	30,000							○
051	普代村	3,426,784	623,343		○	○				○
054	軽米町	141,914	199,700		○					
055	洋野町	52,906,194	24,032,169	○	○	○				○
056	野田村	6,563,061	2,164,310			○				○
059	九戸村	3,794,050	1,123,117	○		○			○	○
062	一戸町	16,699,910	5,873,051	○	○	○				
合計		1,241,587,731	1,198,284,167	23	27	28	16	19	12	24

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(14) 平成30年度 保険者別レセプト点検状況

(単位：円、%)

保険者番号	保険者名	レセプト点検状況	一件当たり点検効果額	点検効果率
001	盛岡市	職員等	1,097	0.34
002	宮古市	職員等	2,133	0.58
003	大船渡市	業者委託	1,751	0.54
004	奥州市	業者委託	1,191	0.39
005	花巻市	業者委託	2,274	0.82
006	北上市	業者委託	1,129	0.42
007	久慈市	業者委託	1,684	0.45
008	遠野市	業者委託	1,217	0.41
009	一関市	業者委託	630	0.24
010	陸前高田市	職員等	1,623	0.53
011	釜石市	職員等	1,520	0.37
013	二戸市	職員等	2,107	0.62
014	雫石町	業者委託	1,478	0.54
015	葛巻町	職員等	1,424	0.57
016	岩手町	業者委託	733	0.29
017	八幡平市	業者委託	750	0.25
018	滝沢市	業者委託	1,466	0.55
021	紫波町	職員等	894	0.27
022	矢巾町	業者委託	973	0.33
030	西和賀町	業者委託	254	0.09
031	金ヶ崎町	業者委託	929	0.35
036	平泉町	業者委託	933	0.39
043	住田町	業者委託	1,359	0.31
045	大槌町	業者委託	2,673	0.79
048	山田町	職員等	1,331	0.43
049	岩泉町	業者委託	1,689	0.57
050	田野畑村	業者委託	475	0.11
051	普代村	業者委託	830	0.34
054	軽米町	職員等	1,190	0.49
055	洋野町	業者委託	1,717	0.57
056	野田村	業者委託	566	0.18
059	九戸村	業者委託	568	0.26
062	一戸町	業者委託	705	0.26
	県平均		1,309	0.43

資料：厚生労働省「国民健康保険実施事業状況報告」

(15) 平成30年度 保険者別医療費通知等実施状況

(単位：件数)

保険者番号	保険者名	医療費通知実施		後発医薬品差額通知実施		柔道整復医療費通知	
		実施頻度	送付件数	実施頻度	送付件数	実施状況	実施頻度
001	盛岡市	年6回	165,706	年2回	6,667	○	年6回
002	宮古市	年6回	41,481	年3回	3,621	○	年6回
003	大船渡市	年6回	27,507	年3回	1,585	○	年6回
004	奥州市	年6回	77,928	年3回	3,646	○	年6回
005	花巻市	年6回	61,845	年3回	3,579	○	年6回
006	北上市	年6回	55,955	年2回	1,895	○	年6回
007	久慈市	年6回	24,902	年3回	907	○	年6回
008	遠野市	年6回	19,432	年3回	984	—	—
009	一関市	年6回	80,684	年3回	4,733	○	年6回
010	陸前高田市	年6回	14,421	年3回	732	○	年6回
011	釜石市	年6回	25,084	年2回	1,114	○	年6回
013	二戸市	年6回	20,854	年3回	1,309	○	年6回
014	雫石町	年6回	11,014	年3回	528	○	年6回
015	葛巻町	年6回	5,704	年3回	293	○	年6回
016	岩手町	年6回	10,486	年3回	579	○	年6回
017	八幡平市	年6回	18,802	年3回	1,144	○	年6回
018	滝沢市	年6回	32,526	年3回	1,950	○	年6回
021	紫波町	年6回	21,120	年3回	1,481	○	年6回
022	矢巾町	年6回	15,789	年3回	198	○	年6回
030	西和賀町	年6回	4,046	年1回	65	○	年6回
031	金ヶ崎町	年6回	9,359	年3回	514	○	年6回
036	平泉町	年6回	4,780	年3回	135	○	年6回
043	住田町	年6回	4,075	年4回	166	○	年6回
045	大槌町	年6回	10,393	年3回	859	○	年6回
048	山田町	年6回	13,780	年3回	1,496	○	年6回
049	岩泉町	年6回	7,292	年3回	440	○	年6回
050	田野畑村	年6回	3,046	年3回	111	○	年6回
051	普代村	年6回	2,475	年3回	86	○	年6回
054	軽米町	年6回	7,683	年3回	331	—	—
055	洋野町	年6回	14,249	年3回	778	○	年6回
056	野田村	年6回	3,382	年3回	186	○	年6回
059	九戸村	年6回	4,546	年2回	150	○	年6回
062	一戸町	年6回	10,892	年3回	625	○	年6回
合計			831,238		42,887	31	

資料：厚生労働省「国民健康保険実施事業状況報告」、岩手県保健福祉部健康国保課調べ

(16) 保険者別特定健診実施率等の状況

(単位：%)

保険者番号	保険者名	特定健診実施率			特定保健指導実施率		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
001	盛岡市	42.6	44.5	45.4	12.5	11.5	15.1
002	宮古市	39.2	40.7	40.7	12.8	11.9	14.9
003	大船渡市	35.3	39.1	37.9	8.8	7.5	8.6
004	奥州市	44.3	46.4	46.6	8.6	6.1	8.0
005	花巻市	50.0	49.5	50.2	26.5	28.1	41.0
006	北上市	36.4	36.0	36.2	42.7	39.8	41.5
007	久慈市	44.4	46.2	45.7	24.8	21.2	16.5
008	遠野市	49.6	49.8	50.2	27.2	34.8	29.4
009	一関市	40.7	40.8	42.9	10.0	11.4	9.4
010	陸前高田市	43.7	44.6	51.9	8.9	11.8	12.8
011	釜石市	35.4	36.1	38.7	8.7	9.7	9.6
013	二戸市	40.6	44.0	47.7	82.6	75.9	86.9
014	雫石町	50.6	47.8	47.3	5.3	6.9	9.8
015	葛巻町	54.6	57.2	58.4	6.5	9.6	8.1
016	岩手町	60.0	60.0	60.1	50.5	62.5	48.4
017	八幡平市	35.1	34.6	35.5	4.5	5.3	7.9
018	滝沢市	46.3	47.0	48.1	28.1	25.9	25.4
021	紫波町	56.0	56.7	60.2	14.5	20.4	12.6
022	矢巾町	51.2	52.0	52.0	41.1	40.5	40.1
030	西和賀町	38.9	42.5	45.7	25.4	23.5	33.3
031	金ヶ崎町	49.9	49.0	52.3	13.4	23.0	21.9
036	平泉町	43.4	44.3	45.5	8.3	7.2	9.6
043	住田町	41.7	46.5	46.7	33.3	31.4	29.7
045	大槌町	33.5	35.2	36.1	8.6	22.0	17.8
048	山田町	42.5	43.5	44.4	22.6	27.6	31.3
049	岩泉町	41.4	46.4	49.8	14.8	30.0	23.3
050	田野畑村	40.0	38.9	39.7	13.6	13.3	15.0
051	普代村	44.0	43.7	43.8	34.3	33.3	17.5
054	軽米町	54.6	54.7	53.7	16.3	34.8	20.2
055	洋野町	35.5	38.9	38.7	8.1	55.5	53.2
056	野田村	29.1	37.0	37.8	26.2	3.6	25.5
059	九戸村	46.9	48.6	47.8	19.0	4.9	5.6
062	一戸町	51.4	53.2	53.9	21.8	37.4	46.6
	県平均	43.2	44.4	45.4	19.1	20.9	22.2

資料：国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

